

# 第16回 トラック輸送における取引環境・ 労働時間改善沖縄県地方協議会

令和7年12月12日（金）14時00分～15時30分  
於）九州沖縄トラック研修会館 5階  
（第1研修室）

## 【 議 事 次 第 】

### I. 開会

### II. 議題

1. 最近のトラック運送事業に関する取組について
2. 改正下請法・下請振興法改正ポイント等について
3. 物流現場の実態等について
4. その他

### III. 閉会

# トラック輸送における取引環境・労働時間改善沖縄県地方協議会設置規約

## (名称)

第1条 本協議会は、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善沖縄県地方協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

## (組織)

第3条 協議会は、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、経済団体、トラック運送団体、労働者団体、沖縄労働局、沖縄総合事務局経済産業部及び運輸部の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 協議会には、委員の互選により座長を置く。
3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

## (協議会及び活動事項)

第4条 協議会は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 沖縄県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること
- (2) 沖縄県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること
- (3) その他

## (協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。
3. 協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。
4. 協議会は、必要に応じて、書面での開催を行うことができる。

## (ワーキンググループ)

第6条 協議会には、第4条(協議会及び活動事項)に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。

2. WGは、座長が指名した委員等により構成する。

## (事務局)

第7条 協議会の運営に関する事務は、沖縄労働局、沖縄総合事務局運輸部、沖縄県トラック協会が共同で行うものとする。

(その他)

第8条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年7月31日から施行する。

(附 則) この規約は、令和2年10月23日から施行する。

## トラック輸送における取引環境・労働時間改善沖縄県地方協議会委員名簿

	氏名	所属・役職
座長	小野 秀昭	(株)運輸・物流研究室 取締役フェロー 物流政策リサーチャー (元流通経済大学 物流科学研究所 教授)
委員	松岡 正晃	イオン琉球株式会社 取締役デジタル営業推進本部長
〃	與那嶺 信明	沖縄県生コンクリート協同組合 常務理事
〃	伊是名 昇英	有限会社嶋運送 代表取締役会長
〃	上原 勇人	沖縄西濃運輸株式会社 会長
〃	吉元 真嗣	沖縄県商工会連合会 事務局長
〃	金城 敦	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事
〃	田端 一雄	一般社団法人沖縄県経営者協会 専務理事
〃	喜友名 朝弘	沖縄県中小企業団体中央会 専務理事
〃	上原 直樹	沖縄県卸商業団地協同組合 専務理事
〃	平良 哲康	連合沖縄 事務局長
〃	照屋 茂禎	運輸労連沖縄県連合会 執行委員長
〃	新城 英一	公益社団法人沖縄県トラック協会 会長
〃	柴田 栄二郎	沖縄労働局 局長
〃	長嶺 さおり	沖縄総合事務局 経済産業部長
〃	本村 龍平	沖縄総合事務局 運輸部長

(順不同・敬称略)

# 第16回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善沖縄県地方協議会 配席図

事務局

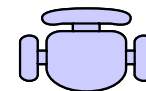
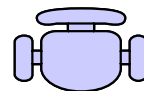
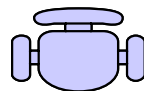
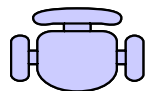
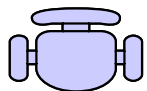
沖縄労働局長  
柴田 栄二郎

沖縄総合事務局  
運輸部長  
本村 龍平

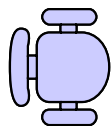
沖縄総合事務局  
経済産業部長  
長嶺 さおり

(公社)沖縄県トラック協会  
会長  
新城 英一

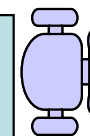
運輸労連沖縄県連合会  
執行委員長  
照屋 茂禎



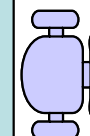
【座長】  
元 流通経済大学  
物流科学研究所教授  
小野 秀昭



連合沖縄  
事務局長  
平良 哲康



沖縄県卸商業団地組合  
専務理事  
上原 直樹



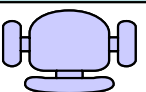
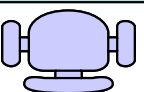
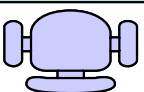
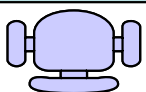
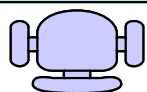
沖縄県中小企業団体中央会  
専務理事  
喜友名 朝弘



(一社)沖縄県経営者協会  
専務理事  
田端 一雄



沖縄県商工会議所連合会  
常任幹事  
金城 敦



イオン琉球(株)  
取締役デジタル・営業推進本部長  
松岡 正晃

沖縄県生コンクリート  
協同組合  
常務理事  
與那嶺 信明

(有)嶋運送  
代表取締役会長  
伊是名 昇英

沖縄西濃運輸(株)  
会長  
上原 勇人

沖縄県商工会連合会  
事務局長  
吉元 真嗣

出入口

出入口

# 第16回 トラック輸送における取引環境・ 労働時間改善沖縄県地方協議会

令和7年12月12日

内閣府沖縄総合事務局運輸部陸上交通課

# 2024年度の労働時間の実態等

○トラック事業者に対する監査で勤務時間等基準告示(新基準適用)の未遵守を指摘した事業者は358者  
(監査実施件数713者)

○主な勤務時間等基準告示未遵守の内訳は以下のとおり(延べ件数:監査時)

主な未遵守事項	1箇月の拘束時間	<u>1日の拘束時間</u>	<u>休息期間</u>	<u>連続運転時間 (4時間超)</u>	休日労働
指摘事業者数*	109	<u>279</u>	<u>259</u>	<u>238</u>	18
指摘事業者数に占める項目ごとの割合	30.4%	<u>77.9%</u>	<u>72.3%</u>	<u>66.4%</u>	5.0%

※各欄の指摘事業者数の合計は延べ件数のため、指摘した事業者数(358)とは一致しない

- 1日の拘束時間限度、休息期間に多くの未遵守が見受けられる。
- 連続運転時間についても、遵守できていないドライバーが一定数以上いることが見受けられる。



勤務時間等基準告示の周知徹底・1日の拘束時間(休息期間)等を遵守させる更なる工夫が必要

○ 貨物運送事業者に対して、トラック運転者の時間外労働の上限960時間が遵守・未遵守等の状況について、ヒアリングを行った。

調査手法や対象等

- 令和6年4月1日から時間外労働の上限を原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも時間外労働の上限を年960時間とする等の規制が適用された。
- 貨物運送事業者（4事業者）に対して、トラック運転者の時間外労働の上限960時間が遵守・未遵守等の状況について、サンプリング調査としてヒアリングを行った（ヒアリング対象事業者は以下の通り）

	事例	地域	協定書限度時間	保有車両数等	運行形態	上限960時間の遵守状況
未遵守	1	東北地方	960時間	営業所数：1 (27両)	大型車による 長距離運行	・運転者： <u>1,282時間</u>
	2	関東地方	960時間	営業所数：4 (93両) 調査営業所 (41両)	大型車による 中・長距離運行	・運転者A： <u>1,594時間</u> ・運転者B： <u>1,260時間</u>
遵守	3	中国地方	960時間	営業所：1 (28両)	大型車による 中・長距離運行	・運転者：524時間
	4	九州地方	960時間	営業所：1 (12両)	大型車による 長距離運行	・運転者：380時間

ヒアリング対象事業者：監査において勤務時間等基準告示の未遵守が確認された事業者

ヒアリング結果等

## 遵守できない原因

- 積込み時間が荷主都合で設定され、それに伴う荷待ちにより、大幅な残業時間が発生
- 着荷主の物流センターでのスペースが限られており、荷卸しに時間を要するため、労働時間が増大
- 荷主から十分な高速道路料金の支払いを受けられず、高速道路料金の深夜割引適用を受けるための運転時間が発生し、適切に休息期間が確保できない

## 遵守するための取組

- 長距離フェリーを使用して休息期間を確保するなど長距離運行において残業時間を増加させない取組みを実施
- 長距離輸送と地場輸送のシフトを適切に組み合わせることにより、ドライバー全体の長時間労働の偏在等を抑止

# 最近の法令改正の動きについて

# 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

(公布日：令和6年5月15日)

## 背景・必要性

- 物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
  - ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性。
  - ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
- 軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。  
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。

## 改正法の概要

### 1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

一部を除き令和7年4月1日施行

【流通業務総合効率化法】

- ①**荷主**\*1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

\*1 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。⇒令和8年4月1日施行
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。⇒令和8年4月1日施行

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

### 2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

- 運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け\*2。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**\*3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

\*2-3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

### 3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

# 改正物流効率化法の規制措置のポイント（1年目施行分）

令和7年4月1日施行

（公布日：令和6年5月15日）

## トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けた基本方針のポイント

○**令和10年度までに**、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、**以下の目標の達成**を目指す。

- ① 全国のトラック輸送のうち**5割の運行で荷待ち・荷役等時間を1時間短縮**し、**ドライバー1人当たり年間125時間の短縮**
- ② 全国のトラック輸送のうち**5割の車両で積載効率50%**を目指し、**全体の車両で44%への増加**を実現

## 荷主・物流事業者の努力義務・判断基準等のポイント

○**すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準**を策定。

### ① 積載効率の向上等

- ・ 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・ 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化等



地域における配送の共同化

### ② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

### ③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- ・ 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・ バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化等



パレットの利用や検品の効率化

○上記①～③の取組状況について、国が判断基準に基づき、**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

# 改正物流効率化法の規制的措置のポイント（2年目施行分）

令和8年4月1日施行

(公布日：令和6年5月15日)

## 特定事業者の指定基準等のポイント

○全体への寄与度がより高い**大手の事業者が指定**されるよう、以下の**指定基準値を超える事業者を「特定事業者」として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

### <特定事業者の指定基準値>

#### 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上  
(上位3,200社程度)

#### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上  
(上位70社程度)

#### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上  
(上位790社程度)

### <中長期計画・定期報告の記載内容>

#### 中長期計画

- (1) 実施する措置
- (2) 実施する措置の具体的な内容・目標等
- (3) 実施時期 等

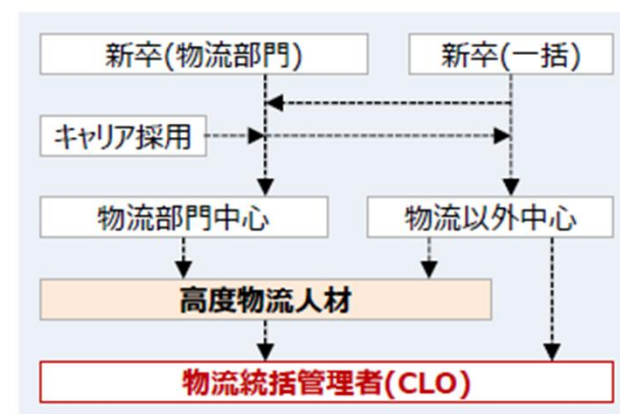
#### 定期報告

- (1) 事業者の判断基準の遵守状況 (チェックリスト形式)
- (2) 判断基準と関連した取組に関する状況 (自由記述)
- (3) 荷待ち時間等の状況【荷主等】

○特定事業者のうち**荷主・連鎖化事業者**には、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある**役員等の経営幹部**から、以下の業務を統括管理する**物流統括管理者 (CLO※)**の選任を義務付け。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正するための事業運営方針の作成や事業管理体制の整備**
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内関係部門** (開発・調達・生産・販売・在庫・物流等) **間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

※Chief Logistics officer



物流統括管理者のキャリアパス (イメージ)

### 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(6/4)

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

#### 貨物自動車運送事業法の一部改正

##### 1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

##### 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者<sup>①</sup>に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

##### 3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

##### 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック(いわゆる「白トラ」)の利用を禁止(罰則付)荷主等に対しては是正指導も実施

#### 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

##### 1. 基本方針の策定

###### (1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

###### (2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

##### 2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

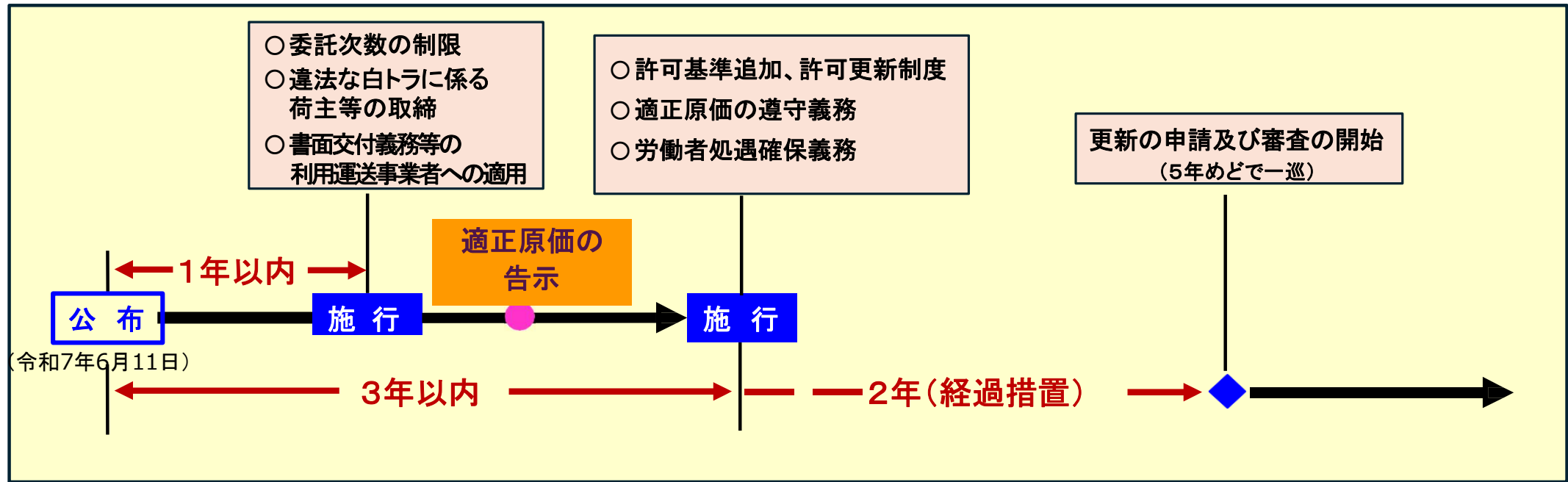
##### 3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置  
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

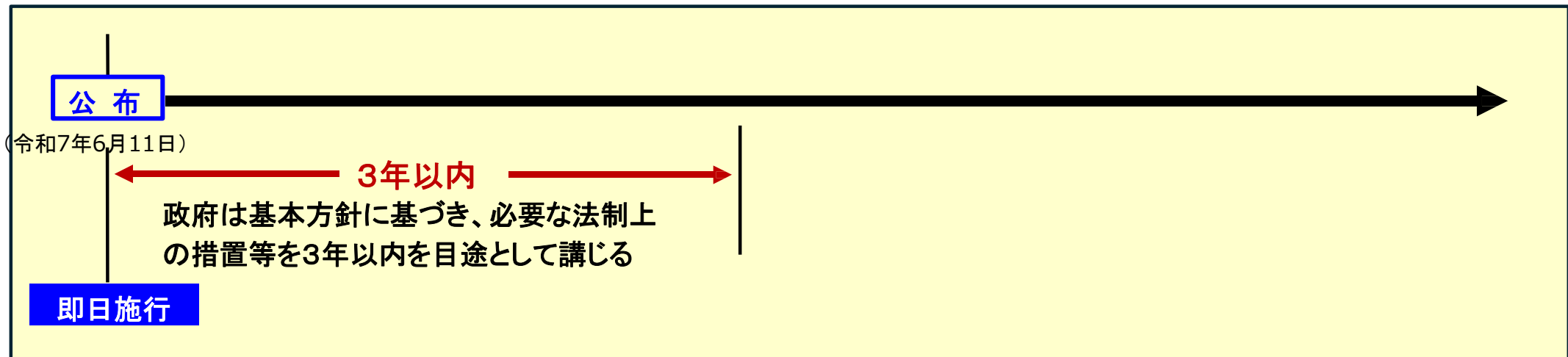
担保

# 1. トラック適正化二法の施行時期

## 【貨物自動車運送事業法】



## 【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



## 2. 委託次数の制限

- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、委託段階を2次までに制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



(1) 元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、「2次請け」=再々委託までに制限するルールを設けること等が必要となる。

(2) 一般貨物運送事業者だけでなく、貨物利用運送事業者(第一種自動車・第二種集配)、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

### <今後の取引構造>

真荷主 — 元請事業者

1次委託事業者

2次委託事業者  
(実運送)

(3) その他、運送契約書面の交付義務、実運送体制管理簿の作成義務等が、貨物利用運送事業者(第一種自動車・第二種集配)に対しても適用されることとなる。⇒次ページ参照

# 書面交付の義務付けについて

## <パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>

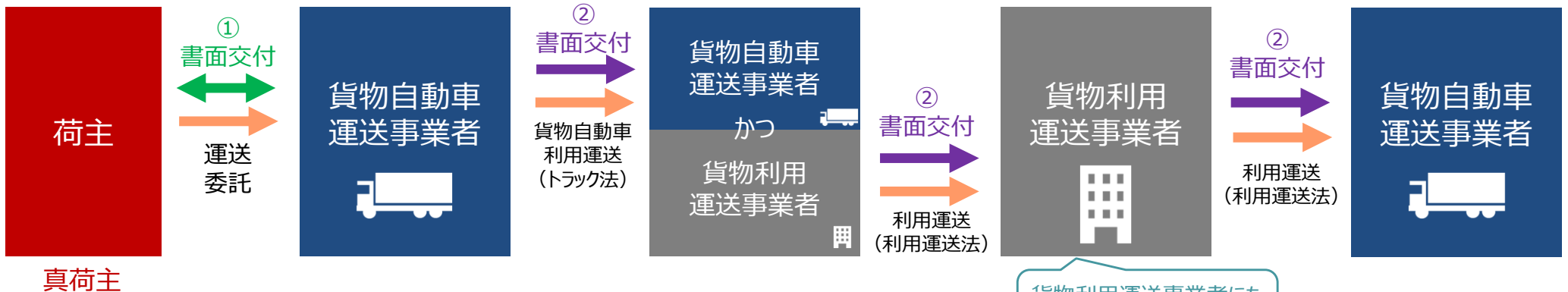


- ①：第12条の規定に基づく書面交付  
(真荷主⇔トラック事業者)
- ②：第24条の規定に基づく書面交付  
(トラック事業者・利用運送事業者  
⇒トラック事業者・利用運送事業者)

## <パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



## <パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



貨物利用運送事業者にも書面交付の義務がかかる

# 書面交付の義務付けについて

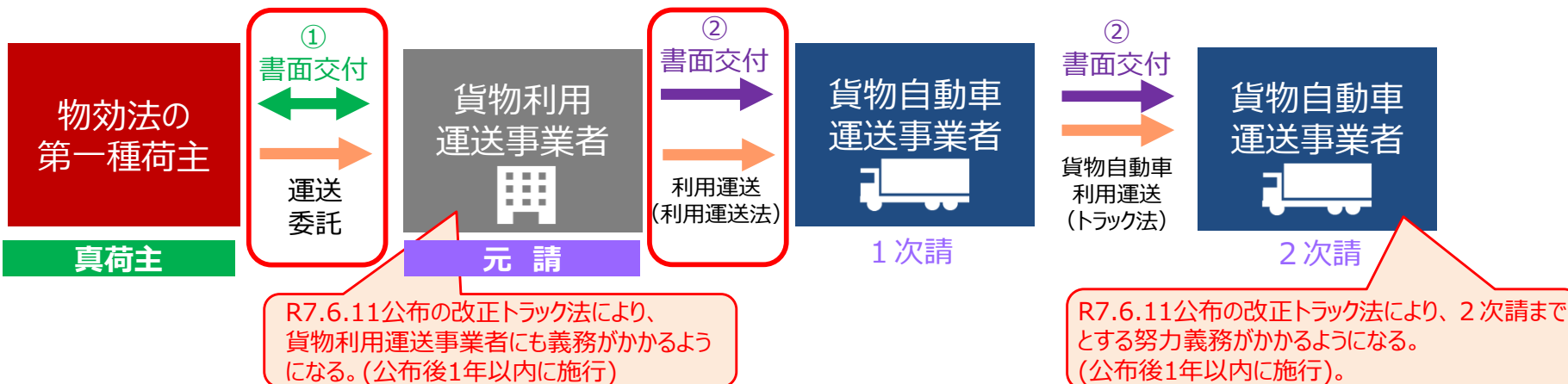
※R7.6.4成立改正トラック法公布後1年以内に施行

## <パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



- ①：第12条の規定に基づく書面交付 (真荷主⇔トラック事業者・利用運送事業者)
- ②：第24条の規定に基づく書面交付 (トラック事業者・利用運送事業者 ⇒ トラック事業者・利用運送事業者)

## <パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



# 実運送体制管理簿の作成主体について

## <パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



: 管理簿の作成主体

## <パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



## <パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



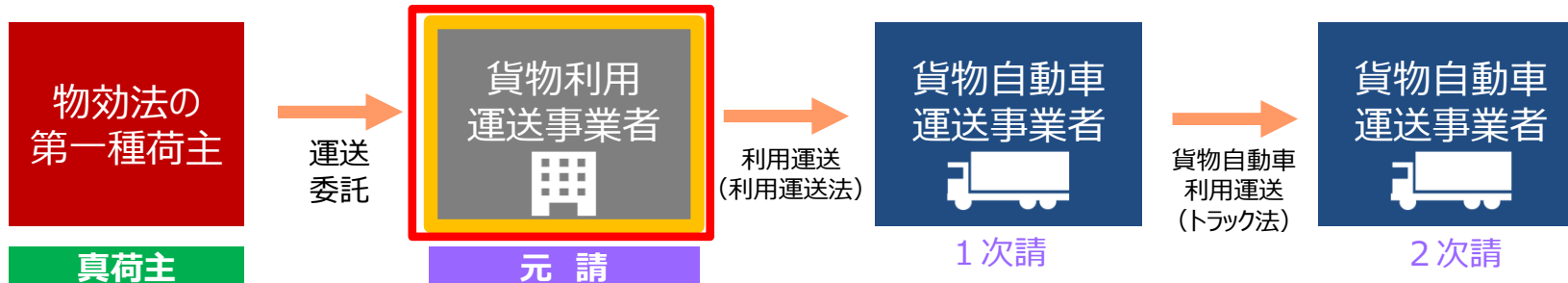
# 実運送体制管理簿の作成主体について

※R7. 6. 4成立改正トラック法公布後1年以内に施行

## <パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



## <パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>

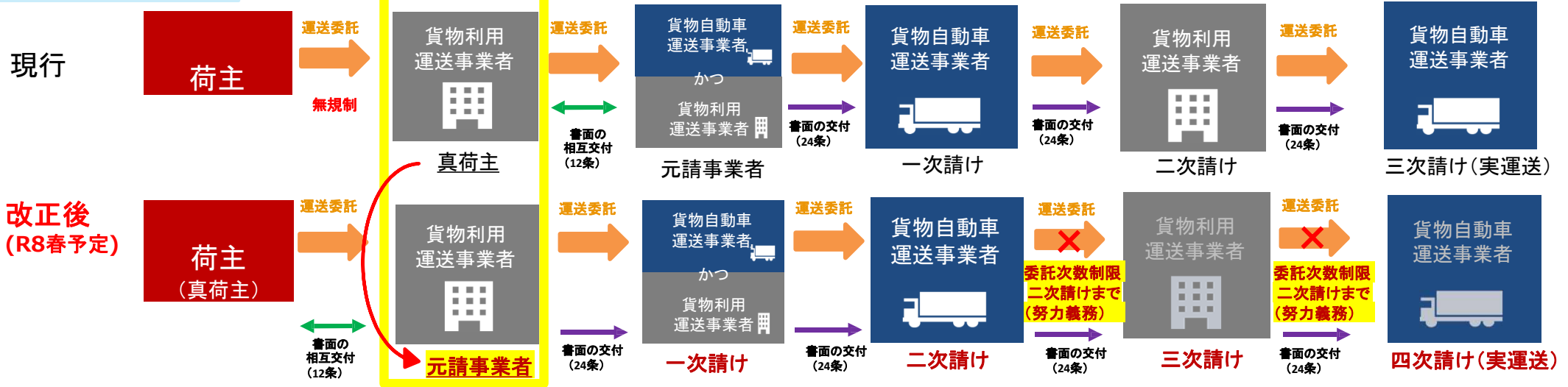


# (参考) トラック法における真荷主の範囲の改正

「真荷主」の定義が変更され、真荷主の範囲から、貨物利用運送事業者が除外されました。(1年以内施行)

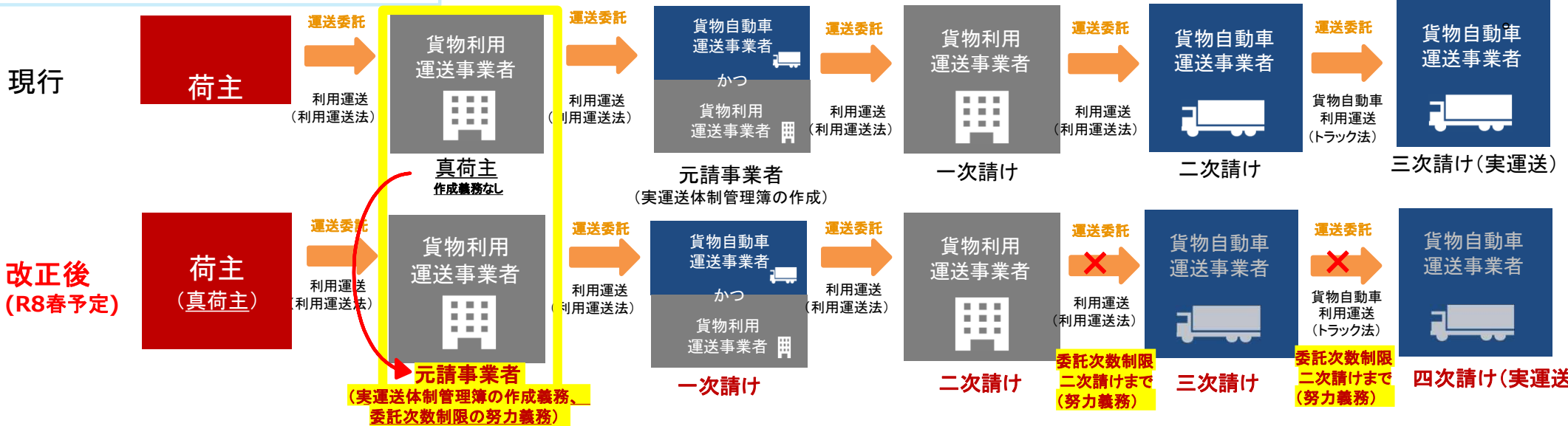
## 書面交付義務

改正により、**貨物利用運送事業者(第一種自動車、第二種集配)**に書面交付義務(12条、24条)が適用されます。



## 実運送体制管理簿作成義務

改正により、**貨物利用運送事業者(第一種自動車、第二種集配)**に実運送管理体制簿の作成義務等が適用されます



# 実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知フロー

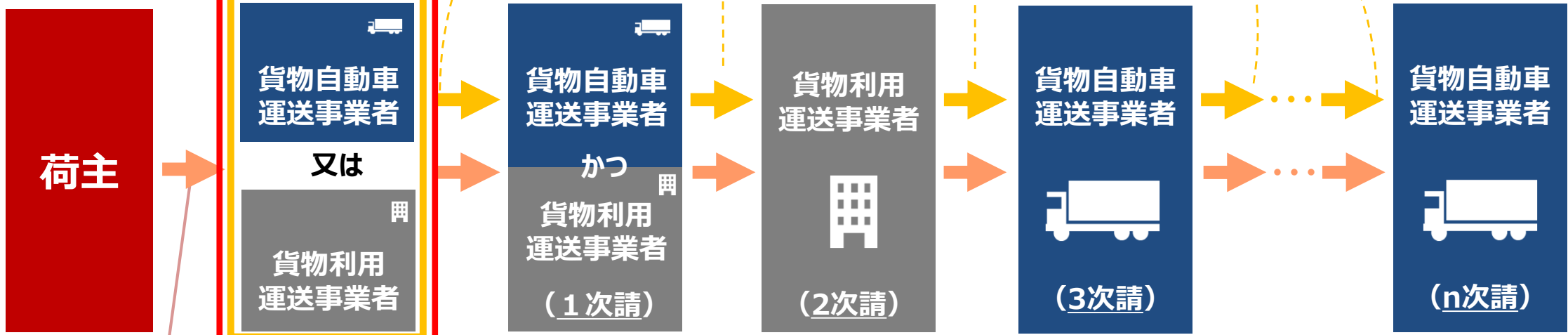
※R7. 6. 4成立改正トラック法公布後1年以内に施行



## 元請A社の連絡先、真荷主の名称、何次請けか

併せて、「実運送体制管理簿の作成対象である」旨を確実に委託先へ伝える

実運送体制管理簿を作成する



真荷主

※貨物軽自動車運送事業者は除く

※実運送を行う場合

貨物利用運送事業者にも「委託先への通知義務」がかかる

~~実運送なし ⇒ 元請事業者への通知なし~~  
 ※「委託先への通知義務」はあり

「1.5トン」はこの時点で判断

実運送あり ⇒ 元請事業者への通知義務あり

実運送事業者の名称/商号、運送区間、貨物の内容、何次請けかを伝える。

### 3. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ①

- **何人も**、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならない。  
(これに違反した者は、**100万円以下の罰金**に処する。)



現在の法律では、違法「白トラ」で運送した側が処罰対象。また、荷主側は幫助犯、共同正犯等の共犯関係にある場合に限り、処罰対象。



その範囲は狭く、また、立証も難しいのが実情

。



今後は、荷主側が違法「白トラ」と認識して発注しただけで違法となり得るため、荷主側の関心や遵法意識が向上し、効果的に抑止力が発揮されることが期待される。



## 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ②

- 違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、**トラック・物流Gメンが是正指導**を行うことができる。



(1) 国土交通大臣は、違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、荷主等に対し、是正指導を実施。

① 当該行為をしているおそれがあると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、**要請**を実施

② 当該行為をしていると疑うに足る相当な理由があると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、**勧告・公表**を実施

(2) 関係省庁も、違法「白トラ」の効果的な防止を図るために必要な協力を実施。

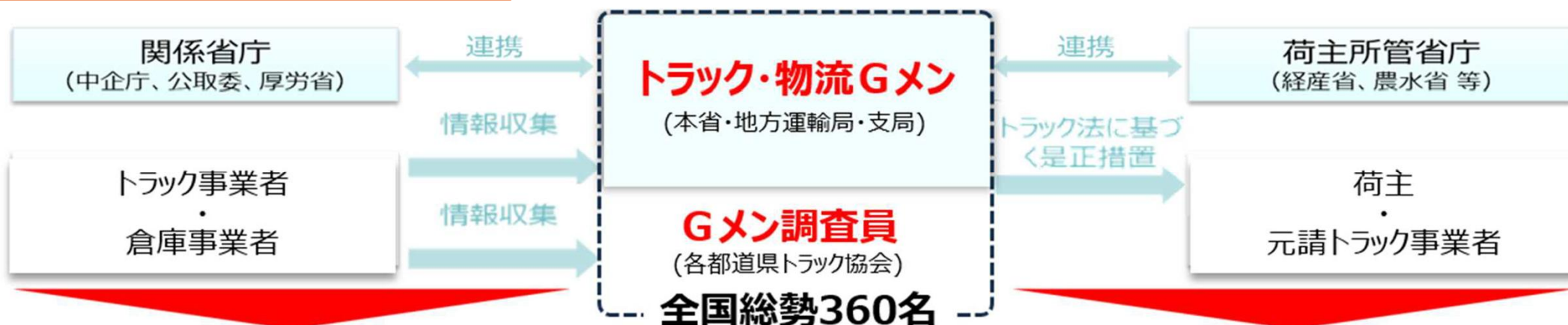


(3) 各都道府県トラック協会は、荷主等が違法「白トラ」に関係していると疑うに足る事実を把握したときは、国土交通大臣に対して通知。

# トラック・物流Gメンの取組について

- 「物流革新に向けた政策パッケージ」(令和5年6月)に基づき、**全国162名体制の「トラックGメン」**を設置(令和5年7月)。関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」や「要請」を実施。
- 令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「**トラック・物流Gメン**」へ改組し、本省・地方運輸局等の物流担当部署の職員(29名)と、各都道府県トラック協会で新たに設けた「**Gメン調査員**(166名)」を加えた**総勢360名規模**に体制を拡充。

## 関係省庁と連携



## 荷主とトラック事業者の「適正」かつ「対等な」取引環境の改善

### 〈違反原因行為\*〉

\*トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある以下のような行為を荷主等が行っている疑いがある場合、是正指導の対象になり得る。



〈長時間の荷待ち〉



〈契約にない附带業務〉



〈運賃・料金の不当な据置き〉



〈過積載運送の指示・容認〉



〈無理な運送依頼〉



〈異常気象時の運送依頼〉

## トラックGメンによるトラック事業者への積極的な情報収集(プッシュ型情報収集)

### 電話による調査

沖縄県内のトラック事業者へ直接電話をかけ、荷主とのあいだでの困りごとがないか、その中で荷主からの行為に違反原因行為に該当することがないかを聴取。

### 訪問による調査

電話やインターネット、関係各所からの荷主の違反原因行為の疑いのある情報提供いただいた場合、情報提供者であるトラック事業者へ直接赴き、荷主との関係や取引状況に関して、特に、違反原因行為に該当するものがあれば詳しく聞き取る。

### 研修等での参加者へのヒアリング

国の法令研修等を受講するトラック事業者に対して、トラックGメン活動の周知等を行い情報提供を呼びかける。

### 街頭検査時のドライバーへのヒアリング

陸運事務所等が主催する「街頭検査」において、検査を終えたトラックドライバーから荷主からの行為に違反原因行為に該当することがないかを聞き取り、広報チラシを配布し、トラックGメン活動の周知と目安箱への情報提供を呼びかける。



荷主へ等の訪問による聴き取りの様様



法令研修時のトラックGメン制度説明の様様



街頭検査での周知活動



# 沖縄県内でのトラックGメンの取組み(周知活動等)

## トラックドライバー向け周知・聴取活動



街頭検査での周知活動

沖縄総合事務局陸運事務所が主催する「過積載街頭取締」に併せて、検査を終えたトラックドライバーから荷主等の行為に違反原因行為に該当することがないか等の聞き取りや取適法の広報チラシ等を配布し、トラックGメン活動と取適法の周知を公正取引課と合同で実施した。

【令和7年度実績】

- ・過積載街頭検査(11/28)

## 荷主事業者向け説明会



改正物流法の説明模様

沖縄総合事務局経済産業部と連携して、県内の荷主事業者等と対象とした改正物流法(改正物流効率化法、改正貨物運送事業法)の説明会を開催し、全ての荷主事業者、物流事業者が物流効率化に向け取り組むべき措置等についての理解を求めた。

【令和7年度実績】

- ・物流改正法に関する説明会(6/6)  
沖縄県立博物館・美術館(おきみゆー)

## 運送事業者向け説明会・周知活動



改正物流法の説明模様

沖縄県トラック協会が主催する説明会や国の法令研修等の機会を利用し、受講する運送事業者等に対して、改正物流法に関する説明やトラックGメン活動の周知等を行い、事業者が取り組むべき措置の理解と情報提供を呼びかけを求めた。

【令和7年度実績】

- ・運行管理スキルアップ研修  
本島5/15 宮古5/22 八重山6/19
- ・整備管理者選任後研修  
(計:9回)

## 合同荷主パトロールの実施



公正取引課との合同パトロール

沖縄総合事務局公正取引課と連携して、県内の荷主事業者等を対象に、物流分野全体の取引環境の適正化に向け、取組み事例の照会や是正指導の状況説明等の周知啓発活動と合わせて、取適法の施行(R8.1)に向けた周知広報活動を目的とした合同荷主パトロールを実施した。

【令和7年度実績】

- ・公正取引課との合同パトロール(11/25)

## 情報収集

### プッシュ型調査

トラック事業者へ直接電話をかけ、もしくは直接事業所などに訪問し、荷主との間での困りごとがないか、その中で荷主からの行為に違反原因行為に該当するものがないかなど聴取を実施。



### 荷主等違反原因行為の通報窓口

荷主等による長時間の荷待ちや契約にない付帯業務の強要などの実態を把握するための「目安箱」を設置し、「働きかけ」等の実施の判断に活用。情報提供者の同意が得られた場合は、追加の聞き取りを実施。

### パトロール・フォローアップ調査

プッシュ型情報等で得られた違反原因行為の確認・証拠収集のため、荷主の物流拠点の敷地外から荷待ち状況等を調査。



## 荷主への是正指導の基本フロー

### 働きかけ

トラック事業者が法令順守できるよう理解を求める

理解を求める文書を発出

荷主による自主的な  
状況確認と改善

さらに情報を得た場合

### 要請

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

要請・勧告文書を発出

必要に応じ関係省庁等と  
連携してヒアリング

改善計画の策定、  
改善期間の設定

要請してもなお改善されない場合

### 勧告・公表

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

トラック・物流Gメンによる  
改善状況の確認

改善報告の提出  
(違反原因行為の解消)

### 荷主へのフォローアップの実施

期間（R1.7～R7.8）

## 働きかけ等の累計実施件数 （R1.7～R7.8）

- 勧告 : 4件（荷主2、元請1、その他1）
- 要請 : 188件（荷主100、元請82、その他6）
- 働きかけ : 1,757件  
（荷主1,228、元請466、その他63）

⇒ 計1,949件の是正指導を実施

### 【勧告】

R6.1

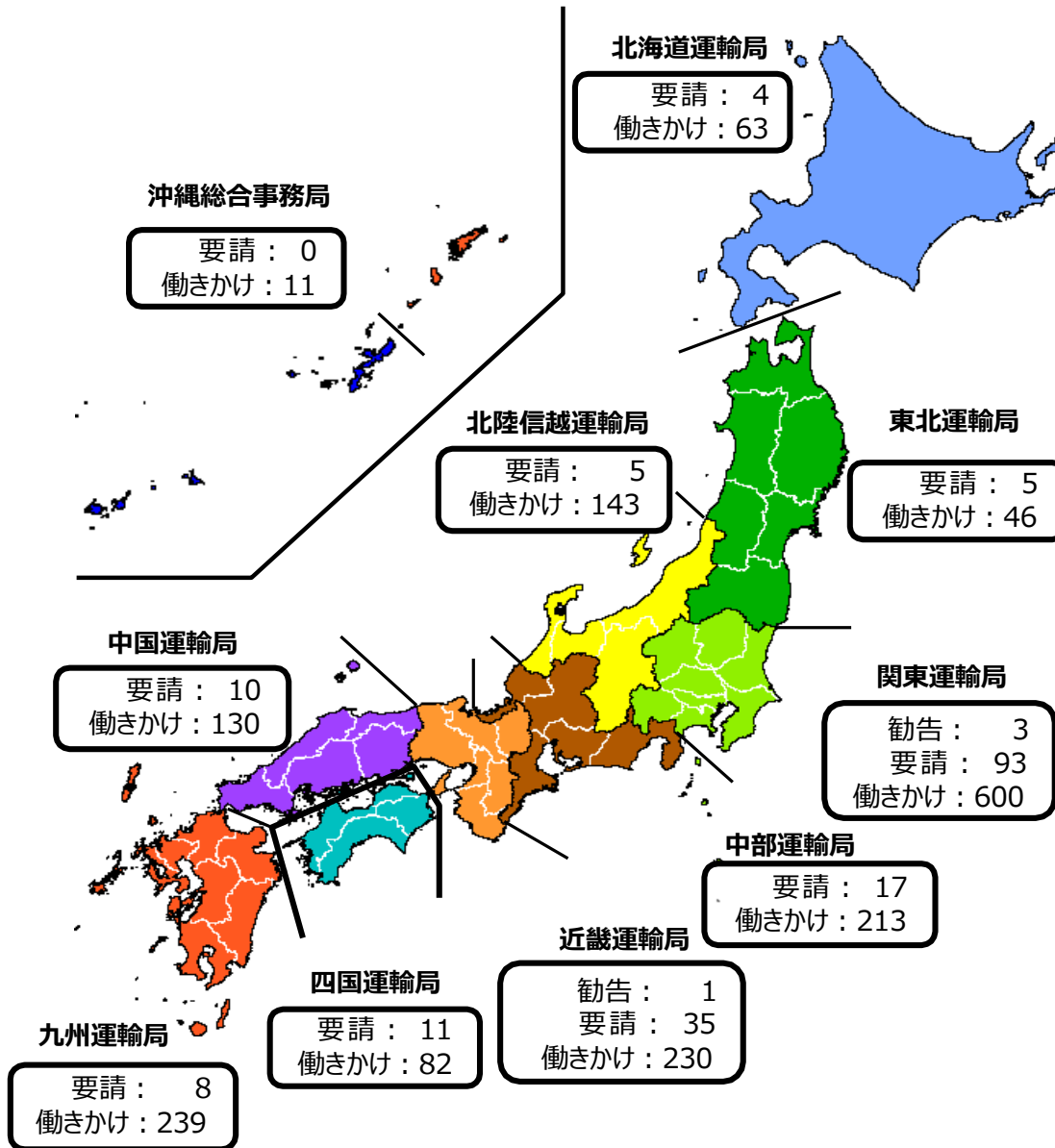
ヤマト運輸 / 王子マテリア

R7.1

NX・NPロジスティクス / 吉野工業所

## 主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち（48%）
- 契約にない附帯業務（20%）
- 運賃・料金の不当な据置き（16%）
- 無理な運送依頼（7%）
- 過積載運送の指示・容認（6%）
- 異常気象時の運送依頼（3%）



# 荷主への是正指導指針の制定について

## 背景

- ◆ 令和5年7月に「トラックGメン」を創設し、「トラックGメン」による調査結果を貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等の是正指導に活用し、実効性を確保してきたところ。
- ◆ また、令和6年11月には、物流全体の適正化を図る観点から「トラックGメン」を「トラック・物流Gメン」に改組し、倉庫業者からの情報収集を行うとともに、各都道府県のトラック協会が新たに設けた「Gメン調査員」とともに総勢360名の規模に体制拡充を図り、情報収集機能を強化した。
- ◆ 「トラック・物流Gメン」が今後も荷主等に対する効果的な是正指導を実施するためには、是正指導の透明性や公平性を確保し、関係者からの一層の理解と協力を得ていく必要があり、現在「トラック・物流Gメン」が実施している是正指導の考え方等を行政手続法第36条に基づく行政指導指針として公表することにより、統一的な運用を行うものである。

## 概要

トラック・物流Gメンが実施している是正指導の考え方等を規定した行政指導指針を以下のとおり公表する。

1. 是正指導の対象 トラック・物流Gメンの是正指導の対象となる荷主の定義、違反原因行為の種別、違反原因行為ごとの定義及び考え方等を規定
2. 是正指導の手続き、改善内容の確認 トラック・物流Gメンが是正指導を実施する際の判断基準及び手続き、是正指導を実施した際の改善内容の確認方法を規定
3. 荷主パトロール等の実施 トラック・物流Gメンによる荷主パトロールや街頭活動に関する実施方法を規定
4. 情報提供及び処理結果通知等 トラック・物流Gメン又はGメン調査員に対する情報の提供方法や情報の取扱い、情報提供者への処理結果の通知制度等について規定

## 制定日

令和7年10月1日

こちらのURL及びQRコードより「是正指導指針」をご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001913224.pdf>



## ○ 監視体制強化

- トラック・物流Gメンは令和6年11月に改組拡充して、現在360人体制で荷主等への周知・啓発、監視活動を実施してきたが、本年10月に、トラック・物流Gメンが行う活動の総合的なサポートや分析業務を実施する外部チーム「Gメンアシスタント事務局」を国土交通本省に設置し、体制強化を図る。
- また、これまで国土交通本省及び日本倉庫協会にのみ置かれていた倉庫業者向けの通報窓口を地方運輸局にも設置し、広く情報収集や意見聴取を行う。

## ○ 集中監視月間

- 本年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけて、**適正な取引を阻害するおそれのある行為**をしている荷主や元請事業者に対する**監視を強化**。
- 集中監視月間では、他省庁関係機関と連携し、荷主等への合同パトロールやヒアリングを実施。来年1月に施行される**取適法（改正下請法）の周知啓発活動**等を積極的に実施。

## <大規模荷主合同パトロール>

- 本年は4月に改正物流法が一部施行されたことや来年1月には取適法（改正下請法）が施行されることを踏まえて、
- 公正取引委員会と連携した大規模荷主パトロールを実施。
- 全国すべての**地方運輸局からトラック・物流Gメンが荷主等の本社や着荷主が多い東京へ集結**し、荷主等による違反
- 原因行為の未然防止、ドライバーの労働環境改善を図るとともに改正物流法や取適法の周知啓発活動等を積極的に実施。
- パトロール概要

日 時 : 令和7年10月28日（火曜日）～10月29日（水曜日）  
内 容 : 荷主等に対する改正物流法や取適法の周知啓発活動  
都内や首都圏の大手荷主を個別に訪問



合同パトロール出発式の様子



荷主企業を個別に訪問

## 沖縄県内のトラック事業者、トラックドライバー及び荷主等からのご意見

- 元請け等から単価の見直しを持ち掛けられた等の話をよく耳にする。下請けからの要望は難しいので、引き続きGメンの活動に期待している。【新規事業者】
- 着荷主側の担当者等が契約内容を把握しおらず、これまでの慣習に習い付帯作業（積込・積卸）はやって当然との意識を持っており、違法行為だと理解していない（担当者等は全く悪気はないのが一番の問題）。【運送事業者】
- 運送契約において引き渡しについて詳細が定められていないため、着荷主によって引き渡し方法が違う場合があり、ドライバーの負担となるケースがあるので、運送契約における「引き渡し方法」について明確にする必要があるのではないか。【運送事業者】
- 自社の受入れ体制が整っていないため、ドライバーの付帯作業（任意）に頼らざるを得ない状況がある。また、上層部も未だ当たり前との意識があるため、初荷主側から「契約にない付帯作業を禁止する」旨を着荷主側に通知して欲しい。【働きかけ事業者】
- 現在、元請けと「運賃・料金の見直し」について交渉が進んでいるので、このタイミングでの「働きかけ」は控えて欲しい。交渉結果に満足できなかった場合に、再度「働きかけ」をお願いしたい。【悉皆調査回答事業者】
- 違法原因行為の情報提供があったが、荷主等との信頼関係が損なわれる可能性があるとの理由で、Gメンへの情報共有については理解が得られなかった。【Gメン調査員】

荷主等の  
皆様

# 白ナンバーのトラックに

有償で貨物の運送を委託してませんか？



貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、有償で貨物の運送を行うことは違法です。



令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車運送事業法違反**となる可能性があります。

緑ナンバー

品川100  
あ 00-00

事業用

~~白ナンバー~~

~~品川100  
さ 00-00~~

自家用

違反した場合は  
100万円以下の罰金

# 荷主等の皆様に貨物運送委託にあたって留意頂きたいこと



法改正により、いかなる人も「白ナンバーのトラック」に貨物の運送を有償で委託してはいけない<sup>※注</sup>ことが明確化されました。

※注：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もあります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）



荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となりえます。



違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、令和8年4月1日から「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

「トラック・物流Gメン」とは…

適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した専門部隊です。

## 貨物の運送の委託にあたっての個別具体のご相談

【電話でのご連絡はこちらまで】

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 那覇市おもろまち2-1-1 098-866-1836

沖縄総合事務局陸運事務所輸送部門 浦添市港川512-4 098-877-5140

## 沖縄労働局 提出資料

第16回トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

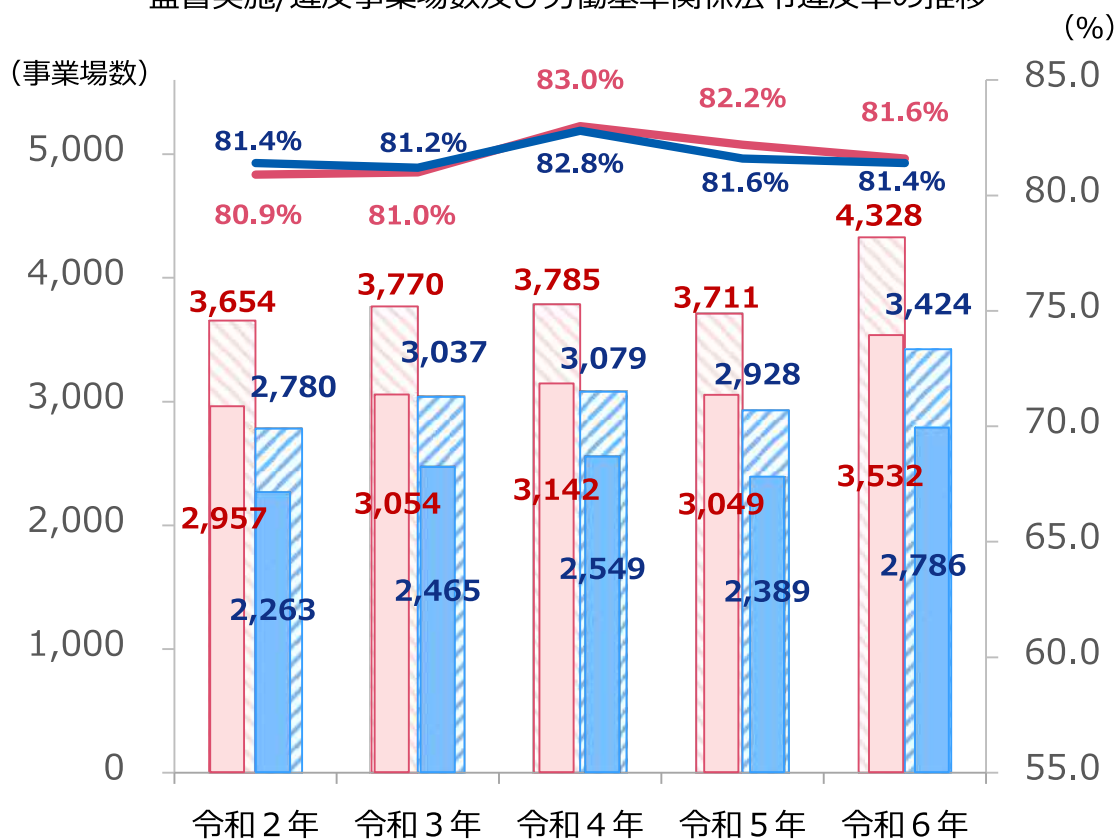
厚生労働省 沖縄労働局 監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導の状況

- 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反率（81.6%）は、全業種（70.1%）と比べて高い状況にある。
- 令和6年に監督指導を行った4,328事業場（トラック：3,424事業場、バス：249事業場、ハイヤー・タクシー：319事業場、その他：336事業場）のうち、81.6%に当たる3,532事業場において、労働基準関係法令違反が認められ、概ね同水準で推移している。

監督実施/違反事業場数及び労働基準関係法令違反率の推移

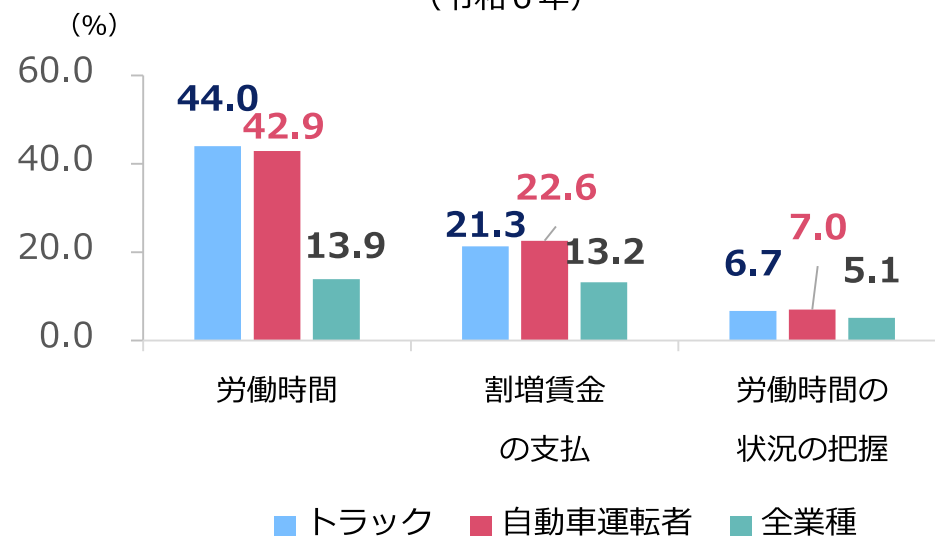


- 監督実施/違反事業場数【自動車運転者】
- 監督実施/違反事業場数【トラック】
- 労働基準関係法令違反率【自動車運転者】
- 労働基準関係法令違反率【トラック】

令和6年労働基準関係法令違反事業場数（違反率）

トラック	2,786事業場（81.4%）
バス	193事業場（77.5%）
ハイヤー・タクシー	279事業場（87.5%）

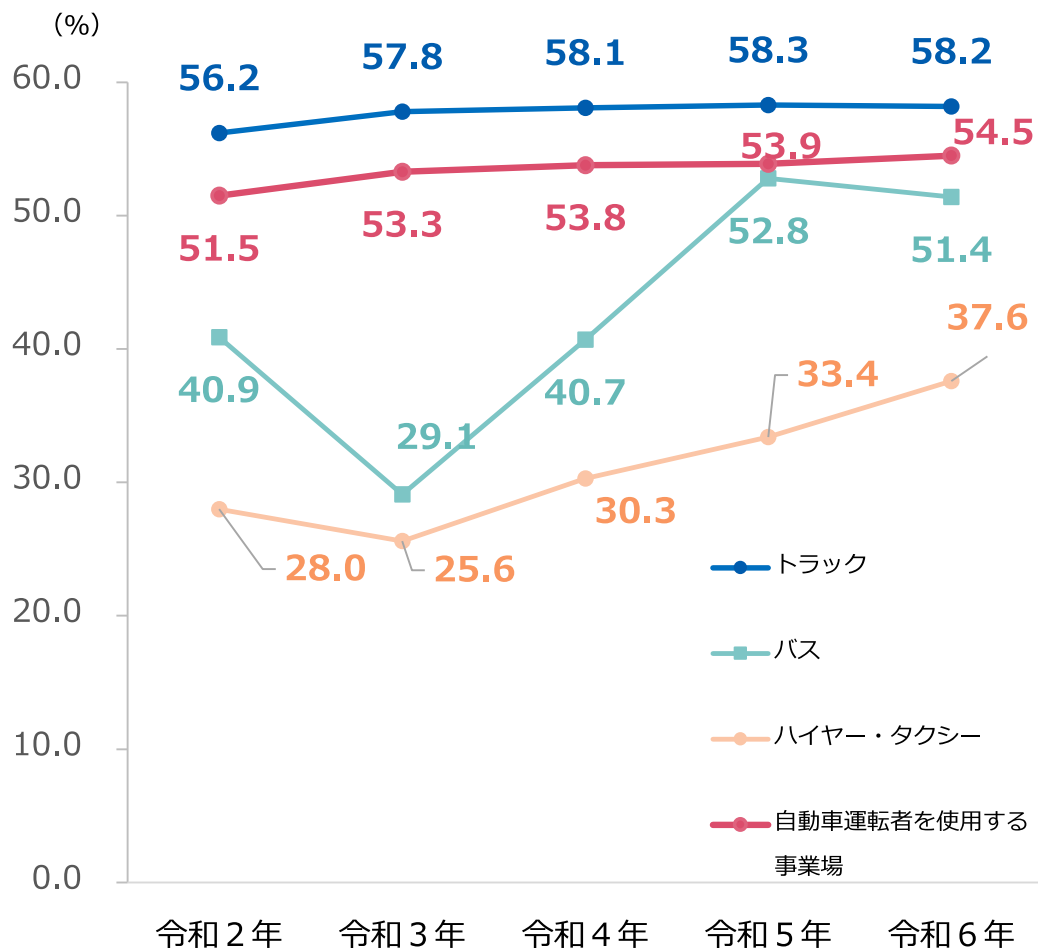
労働基準関係法令の主な違反事項の違反率（令和6年）



# 自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示違反の状況

- 令和6年に監督指導を行った自動車運転者を使用する事業場のうち、54.5%に当たる2,360事業場（トラック：1,994事業場、バス：128事業場、ハイヤー・タクシー：120事業場、その他：118事業場）において、改善基準告示（※）違反が認められた。  
（※）…自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）

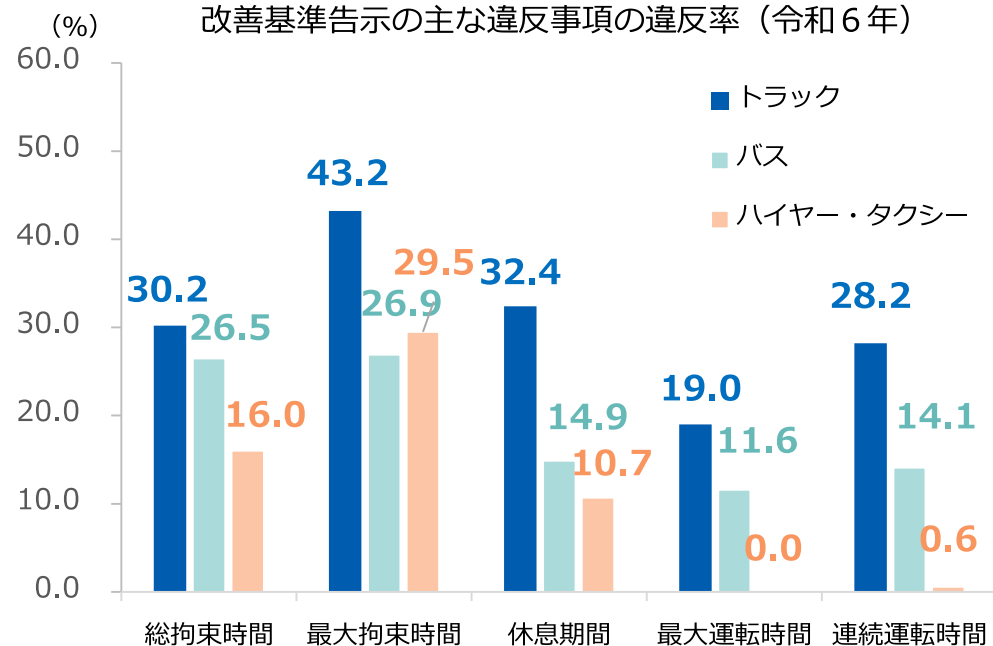
改善基準告示の違反率の推移



令和6年改善基準告示違反事業場数（違反率）

トラック	1,994事業場 (58.2%)
バス	128事業場 (51.4%)
ハイヤー・タクシー	120事業場 (37.6%)

改善基準告示の主な違反事項の違反率（令和6年）



（※）総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務との間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

# 労働基準監督署における指導事例

- 労働基準監督署では、法令違反が疑われるトラック事業者に対し監督指導を実施し、トラック運転者の労働条件の確保に取り組んでいる。
- 改正後の改善基準告示に関して、指導を行った事例は以下のとおり。

## 労基署の指導等

- 長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大128時間）が認められたため、是正勧告した。
- 改善基準告示に関し、①1月の拘束時間が310時間を超えていること、②勤務終了後、休息期間が継続8時間を下回っていること、③1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、④連続運転時間が4時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 荷役作業時間について、デジタルタコグラフに「休憩」として記録し、労働時間を適正に把握していなかったため、休憩時間の考え方を説明の上、乗務記録を点検し、必要な補正を行うとともに、正確な労働時間を把握することについて指導した。

## 会社の対応

- 週6日勤務が常態となっていたが、勤務日数を週5日を基本として、休日を確保するとともに、改善基準告示を遵守するため、拘束時間等を日々運行管理者が管理表により点検を行うこととした。あわせて36協定の特別条項の発動手続について、書面（協議書）により事前に行うこととした。
- デジタルタコグラフを適正に入力するよう運転者を指導し、運転者から運転日報が提出された際に、運行管理者等が休憩時間や積み卸しの記録状況を点検することとした。
- ➡ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、1月の拘束時間が協定時間以内（250時間以内）になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

# 労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

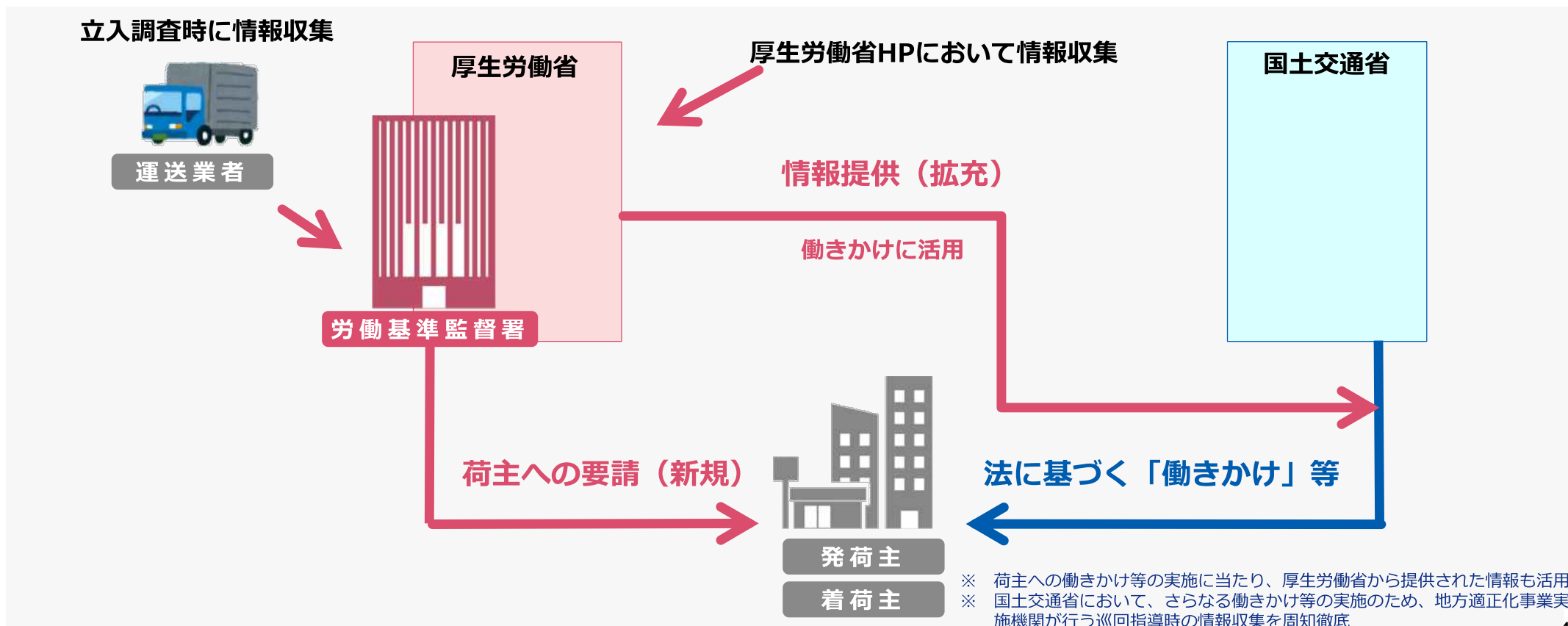
## 労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**

（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

	令和4年12月～令和7年6月
実施件数	22,417件

▶ 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**



# 労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和6年3月22日に改正された「標準的運賃」及び「標準運送約款」が告示され、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和6年5月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

## 発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット「STOP！ 長時間の荷待ち」

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

# STOP!

## 長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくはならないものです。

**トラックドライバーの拘束時間の内訳**

平均拘束時間 12時間26分

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、**荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。**

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署  
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

**取組例**

- 予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- パレット等の活用(発着荷主共通)
- 納品リードタイムの確保(着荷主)
- 運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた

令和5年10月～  
「標準的運賃」についても周知

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について、いわゆる「2024年問題」に直面しています。

こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を求める改正

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。

また、トラック事業者の取組に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送管理体制の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ

令和6年9月～  
「改正物流法」についても周知

お問い合わせ先

岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

(2024.9)

# 国民向け周知広報について (令和5年6月28日~)

- 働き方改革関連法に基づき、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている自動車運転者、建設の事業等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用された。
- 上限規制の円滑な適用に向けては、国民の理解や社会的な機運の醸成も不可欠であるため、自動車運転の業務、建設の事業に関して、令和5年6月以降、国民向けの広報を実施。
- 令和7年度は、特に取引関係者に対して、取引慣行の改善に向けた対応を促す周知広報を順次実施。

## 【イメージキャラクター】 玉木宏さん (俳優)



## 取引企業・国民向け広報内容

(PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など)

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。  
(例：適切な工期設定、荷待ち・荷役時間の短縮など)



## PRイベント (令和7年8月4日開催)

### 主な広報実施事項

- 全国主要駅にポスターを掲載
- 電車内ビジョンで広告を放映
- 取引関係者による取組事例集の作成  
※令和7年9月末まで事例を募集し、  
事例集の公表は令和8年2月末頃を予定

# 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトによる周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト内に設けた「物流情報局」において、「標準運賃」や「荷待ち・荷役時間削減に向けた対応」等周知している。



## 「物流情報局」の掲載内容

### 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など

### 関係法令のポイント

- 物流改正法、関係省令 など

### トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など



▲ポータルサイト



▲物流情報局  
(荷主向け)



▲物流情報局  
(事業者向け)



令和8年度概算要求額 **101億円（92億円）** ※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

## 1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局      ○令和6年度支給件数 4,283件

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

## 2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名	成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
<b>業種別課題対応コース</b> <small>（長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>	<b>建設事業</b> ①～⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 <small>※自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上</small> ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進
	<b>自動車運転の業務</b> ①～⑤の何れかを1つ以上	
	<b>医業に従事する医師</b> ①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	
	<b>砂糖製造業</b> <small>（鹿児島県・沖縄県に限る）</small> ①～⑤の何れかを1つ以上	
	<b>その他長時間労働が認められる業種</b> ①～⑤の何れかを1つ以上	
<b>労働時間短縮・年休促進支援コース</b> <small>（労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>	①～③の何れかを1つ以上	①： <b>150万円</b> （月80H超→月60H以下）等 ②： <b>25万円</b> ③： <b>25万円</b>
<b>勤務間インターバル導入コース</b> <small>（勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成）</small>	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H： <b>100万円</b> ・11H以上： <b>150万円</b>
<b>取引環境改善コース（仮称）</b> <small>（荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成）</small>	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること	上限額： <b>100万円</b>
<b>団体推進コース</b> <small>（傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）</small>	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額： <b>500万円</b>

- **助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）**：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組  
（取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新等）  
 （団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置等）

○ **加算制度あり**（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

**<賃金引き上げ>** 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：**6万円**～最大**60万円**、5%以上：**24万円**～最大**480万円**、7%以上：**36万円**～最大**720万円**）。

**<割増賃金率引き上げ>** ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を**25万円**加算。

②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を**100万円**加算。

# 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課  
(内線5275)  
労働基準局労働条件政策課 (内線5524)

令和8年度概算要求額 **30億円 (30億円)** ※ ()内は前年度当初予算額。

労働特会		子会特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
1/2	1/2		
			会計

## 1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、センター本部及び47都道府県センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

< 取扱いテーマ例 >

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、様々な労働時間制度の運用、人手不足解消に向けた雇用管理改善、その他ジョブ型人事指針など雇用・労働関係

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

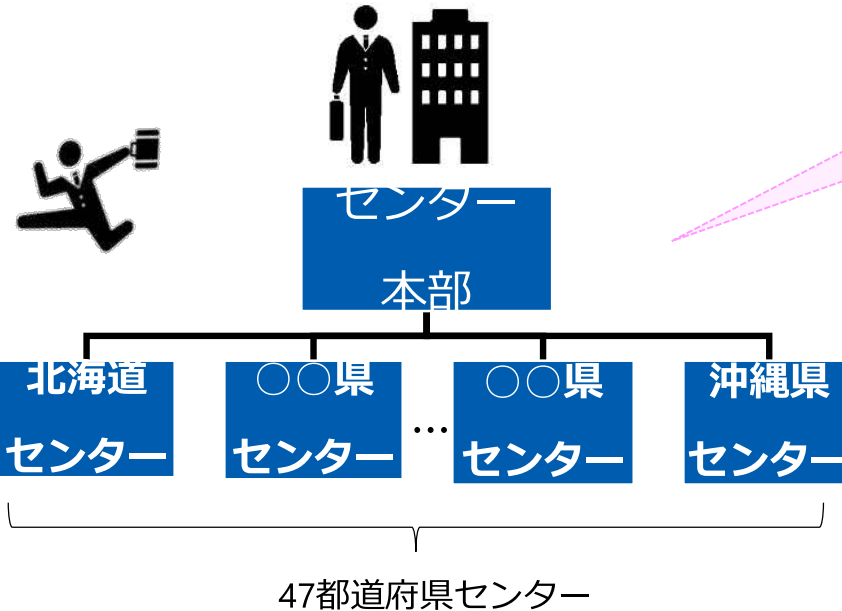
- ・ 中小企業等の求めに応じ、訪問・オンラインコンサルティング等の伴走型支援を実施
- ・ セミナーの実施

中小企業等

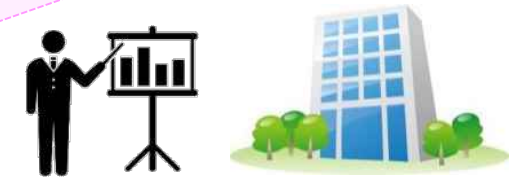


・ 来所、電話、メールによる相談

### 働き方改革推進支援センター



- ・ サイト等の運営による周知啓発、総合的な情報発信
- ・ 専門家研修の実施（職務分析・職務評価等）



商工団体・業種別団体等

- ・ 商工団体等と連携した、中小企業等に対するセミナーの開催

実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績(令和6年度): 窓口等における個別相談件数 約37,000件、コンサルティングによる相談件数 約33,000件

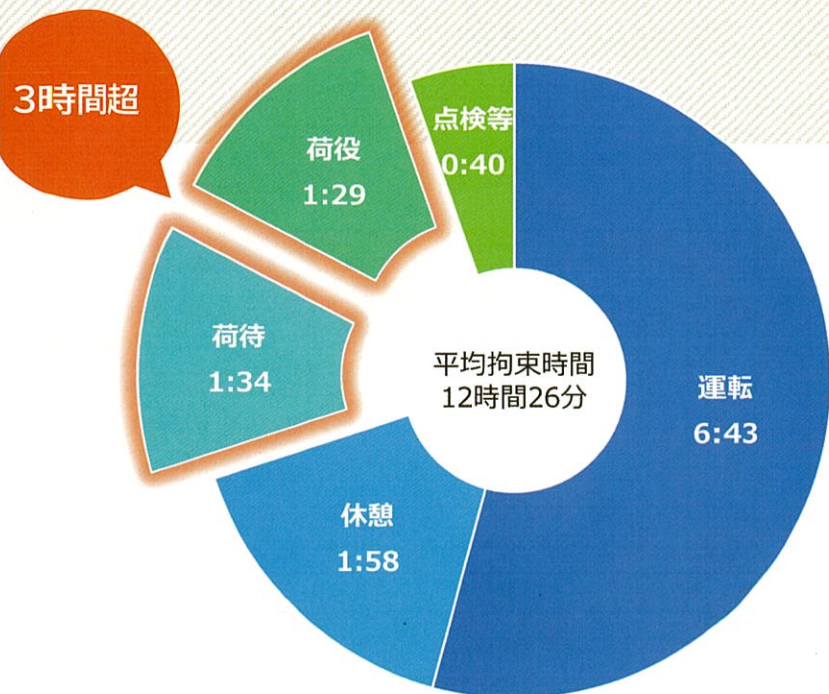
# STOP!



## 長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

### トラックドライバーの拘束時間の内訳



出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。



工事を発注される方 トラックを利用する発荷主・着荷主の方  
貸切バスを発注される方へ

# もっと! はたらきかた ススメ!

Promote  
Work Style  
Reforms!

建設業従事者、  
トラックドライバー、  
バス運転者にも、

2024年4月から時間外労働の  
上限規制が適用されています。

皆さまで力を合わせて、  
働き方改革に取り組みましょう!

働き方改革  
コンタクター

玉木 宏

## 建設業従事者



週休2日を確保可能な  
適正な工期・代金による  
工事の受発注をお願いします。

## トラックドライバー



荷待ち・荷役等時間の短縮に向けた  
取組をお願いします。適正な運賃・料金の  
收受に向けた話し合いをお願いします。

## バス運転者



行程やダイヤについて  
話し合いをお願いします。



# 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！



「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、

「自動車運転者の長時間改善に向けたポータルサイト」内に

**物流情報局** を開設しました。



▲荷主の方



▲事業者の方

トラックトップページ

いま、考えてみませんか？

**物流を支える  
トラック運転者**  
のこと。

**新規OPEN!!**

物流情報局

NEW

- 荷主の皆さまへ
- 事業者の皆さま  
(トラック運転者の皆さま)へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

## 物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター  
たしかめたん



### 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など



### 今後施行される法令のポイント

- 改正物流法、改正トラック法、関係省令 など



### トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！



2024年  
4月  
から

建設業、ドライバー、医師の  
時間外労働の上限規制適用開始!



くらし・はたらき  
マエストロ  
たしかめたん

# みなさまに お願いがあります!

## たしかめよう!

### 適正な 工期の設定を!



週休2日の実現に向け、  
ご配慮をお願いいたします。

### 荷待ち時間・ 荷役時間の削減を!



再配達への削減に向け、  
確実に受け取れる時間の指定や  
置き配などの活用もお願いいたします。

### 行程・ダイヤについて よく話し合いを!



停留所からの安全な発車にも  
ご協力ください。

### 受診は 診療時間内に!



医療のかかり方への  
ご理解・ご配慮をお願いいたします。

詳しくは裏面をご覧ください →



# 下請法改正ポイント (2026年1月から取適法)

※公正取引委員会説明会資料より抜粋

沖縄総合事務局  
経済産業部商務通商課

### 規制の見直し

#### ① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

#### ② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

#### ③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

#### ④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

#### ⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

### 「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

<b>下請代金支払遅延等防止法</b>	▶ <b>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</b>
<b>通称：下請法</b>	▶ <b>略称：中小受託取引適正化法</b> <b>通称：取適法</b>
<b>親事業者</b>	▶ <b>委託事業者</b>
<b>下請事業者</b>	▶ <b>中小受託事業者</b>
<b>下請代金</b>	▶ <b>製造委託等代金</b>

# 取適法（改正下請法）の概要

## 法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

## 適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

### ①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託  
(プログラム)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

### ②規模要件

委託事業者	資本金 3 億超	→	中小受託事業者	資本金 3 億以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 3 億以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 300 人超			常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

### ①取引の内容

情報成果物作成委託  
(プログラム除く)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

### ②規模要件

委託事業者	資本金 5 千万超	→	中小受託事業者	資本金 5 千万以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 5 千万以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 100 人超			常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

## 義務

発注内容を明示する義務 (発注書の交付)

取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2年)

支払期日 (受領後60日以内) を定める義務

遅延利息 (14.6%) の支払義務

## 禁止行為

受領拒否

支払遅延 (手形払等の禁止)

減額

返品

買ったたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益提供要請

不当な給付内容の変更・やり直し

協議に応じない一方的な代金決定

※赤色は改正内容

### 改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

### 改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

### 改正法

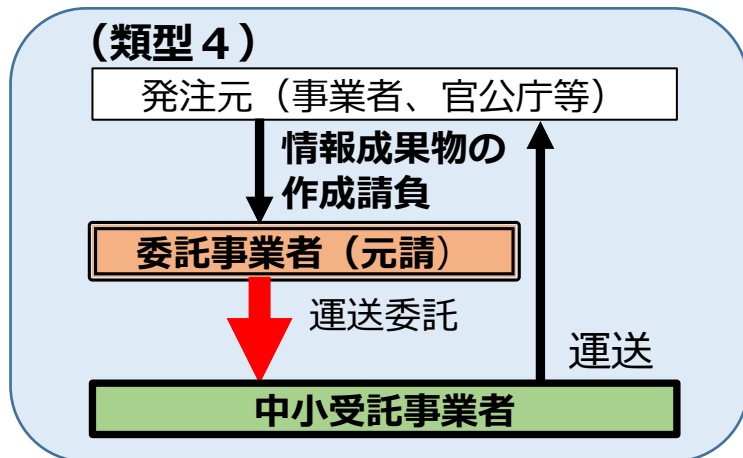
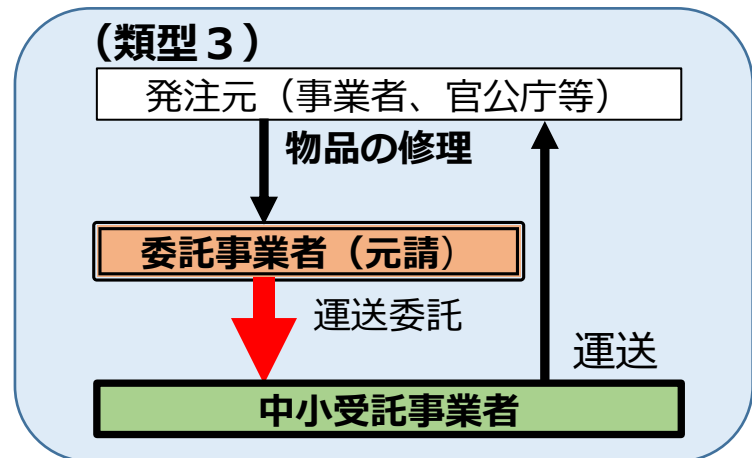
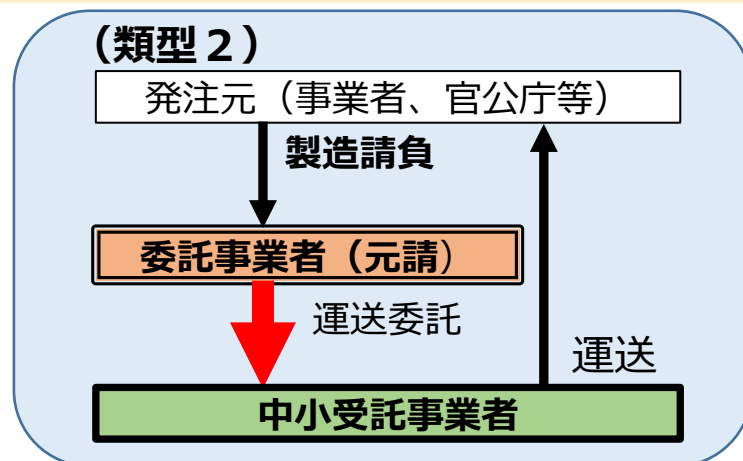
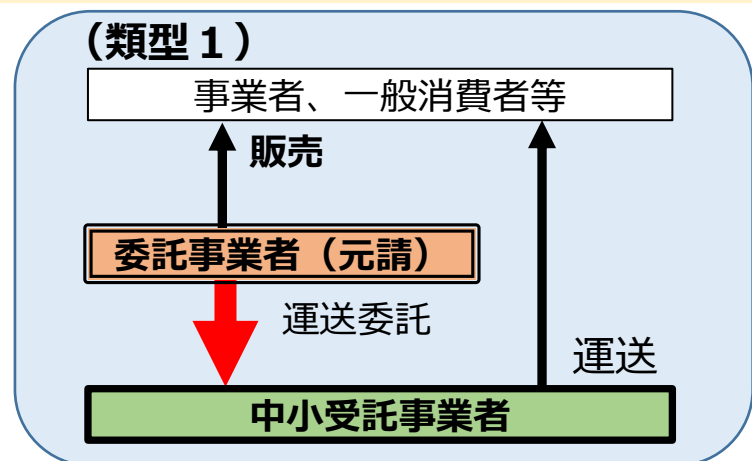
現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



## 特定運送委託②

- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となる。



※  が取適法の対象となる取引

# 「運送の行為の一部」

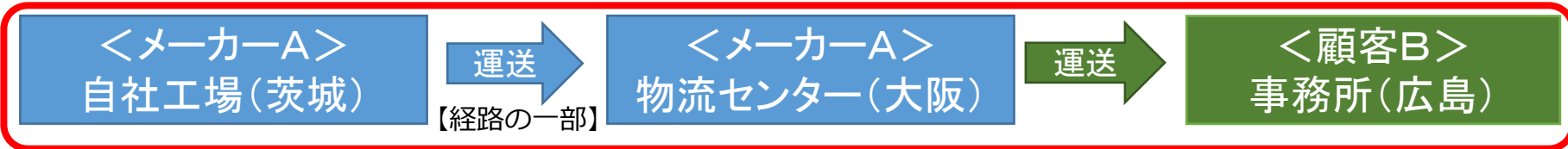
- 「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいう。

## 同一法人の拠点間運送

- 同一法人の拠点間の運送が、当該拠点間の販売等に基づいて行われていたとしても、その販売等は、通常、取引の相手方に対する運送とはいえず特定運送委託には該当しない。（例：商品の運送が、社内の倉庫への移動である場合）

## 同一法人の拠点間運送の例外

- 取引の相手方に対する運送であって、自社の拠点を取引の相手方に対する運送の「経路の一部」として利用する場合には、その拠点間の運送委託も特定運送委託に該当する。



### 経路全体が特定運送委託に該当

#### 【具体例】

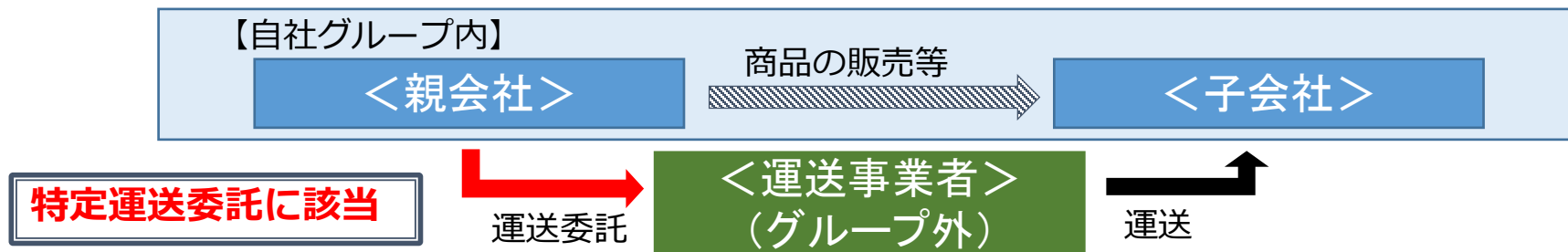
- ✓ メーカーAが、顧客Bに納品するために仕分けられた商品を、茨城県にある自社工場から、広島県にある顧客Bの事務所まで運送する。
- ✓ その際、大阪府にあるメーカーAの物流センターを中継地点として利用する。
- ✓ 自社工場から物流センターまでの運送は、顧客Bの事務所までの運送の「経路の一部」であり、経路全体が特定運送委託に該当する。

# グループ会社における運送

## 類型 1

- 特定運送委託における「取引の相手方」には、**運送の発注事業者と親子会社や兄弟会社の関係にある法人も含まれる。**

### 【具体例】

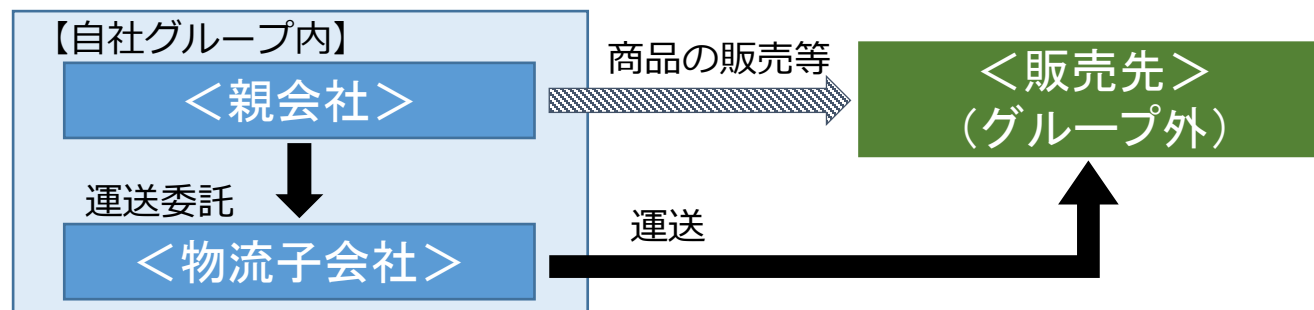


## 類型 2

- グループ内の物流子会社に運送を委託した場合、**それが実質的に同一会社間での取引（※）とみられる場合は、本法の適用が除外されるものではないが、従前から運用上問題としていない。**

### 【具体例】

実質的に同一会社間の取引とみられる場合は、運用上、問題としていない

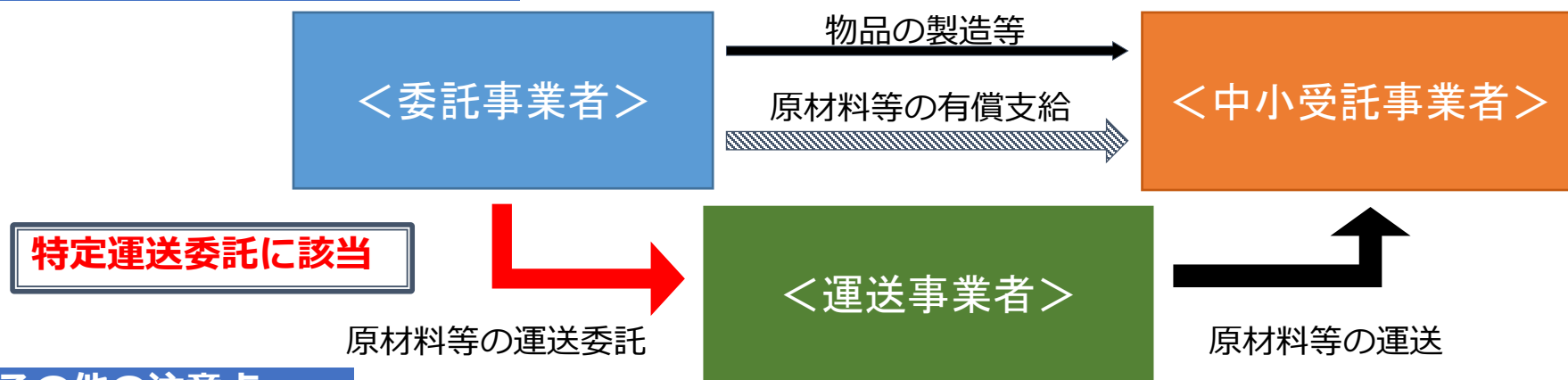


※親会社と当該親会社が総株主の議決権の50%超を所有する子会社との取引や、同一の親会社がいずれも総株主の議決権の50%超を所有している子会社間の取引など。

# その他のポイント

- 特定運送委託において、物品の製造等の委託事業者が中小受託事業者に対して自己に対する給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を委託事業者から購入させる場合、委託事業者が当該原材料等（有償支給原材料等）を中小受託事業者に対する運送を他の事業者へ委託することは、特定運送委託に該当する。
- なお、物品の製造等の発注事業者が無償で提供する支給品を受注事業者に対して運送する場合、通常、取適法における取引の相手方に対する運送に当たらず、特定運送委託に該当しない。

## 有償支給原材料等の運送委託



## その他の注意点

### ● 運送以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)

運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、**不当な経済上の利益の提供要請に該当する。**

### ● 倉庫保管

特定運送委託における運送とは、取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に物品を移動することをいい、**倉庫保管は含まれない。**

## 改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

## 改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託  
(プログラム)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

委託 事業者	資本金 3 億超	→	中小 受託 事業者	資本金 3 億以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 3 億以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 300 人超			常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

情報成果物作成委託  
(プログラム除く)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

委託 事業者	資本金 5 千万超	→	中小 受託 事業者	資本金 5 千万以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 5 千万以下			資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 100 人超			常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

# 資本金基準と従業員基準の適用関係（運用基準）

- 委託取引ごとに規模要件を判断。
- 従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用。**

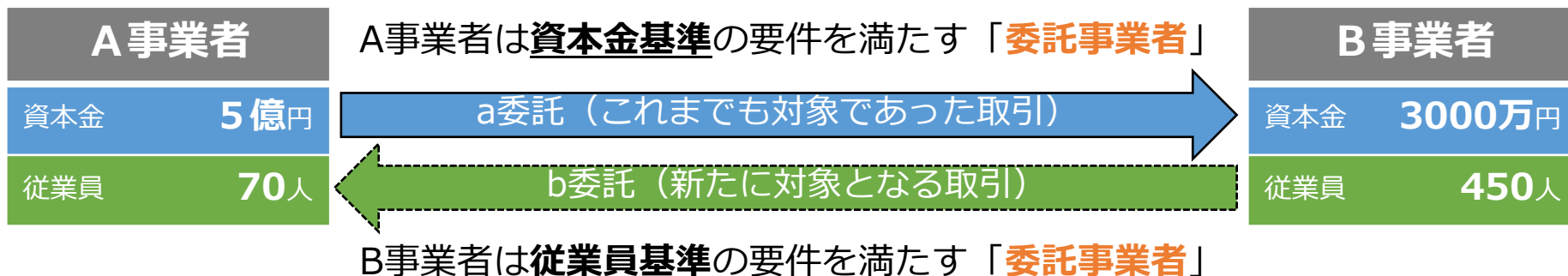
○：要件を満たす ×：要件を満たさない

資本金基準	従業員基準	適用される基準
○	×	資本金
×	○	従業員
○	○	<b>資本金（※）</b>
×	×	適用対象外

## ポイント

※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

## 【製造委託の例】



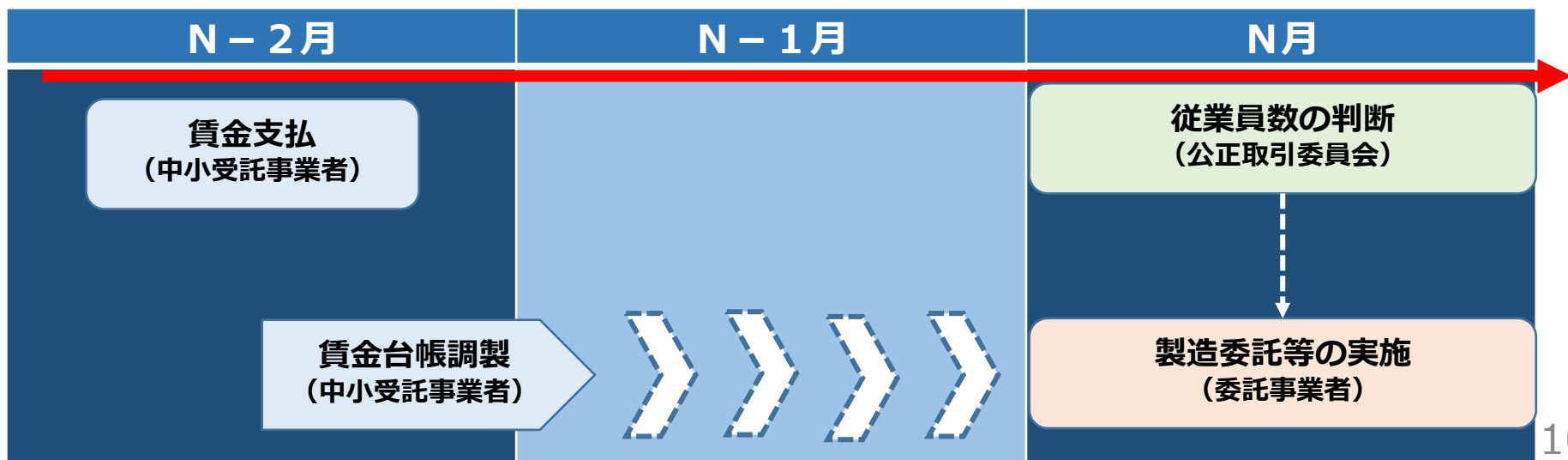
# 「常時使用する従業員の数」について(運用基準)

- 「常時使用する従業員」とは  
その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、**日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの**をいう。
- 「常時使用する従業員の数」とは  
当該事業者の**賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。**

## 「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

- ※**委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。**
- ※原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、**例外的に下記の取扱いを行うことも可能。**
- ※**グループ会社等**の場合には、法人単位で従業員数を判断。

**例** ※**N-2月**の賃金台帳上の労働者の数をもって、**N月**の「常時使用する従業員の数」とする



# 従業員基準に関する留意事項

## 中小受託事業者からの回答に誤りがあった場合の取扱い

- ・ 委託事業者が、中小受託事業者に対して、「常時使用する従業員の数」について確認したところ、中小受託事業者から事実と異なる回答を得たことにより、当該中小受託事業者に対する製造委託等について本法の適用がないものと誤認し、委託事業者が本法に違反することとなった場合、委託事業者による本法違反行為については是正する必要があるため、当該中小受託事業者に対する本法違反行為について、必要に応じて、指導及び助言を行うことがあるが、**直ちには、勧告を行うものではない。**

## 委託事業者の確認義務の有無

- ・ **委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。**  
(例えば、取引の相手方の貸金台帳の閲覧やその写しの取得は必須ではない。)
- ・ 取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判断する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなるが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判断できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれる。

## 中小受託事業者の説明義務の有無

- ・ **中小受託事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はないが、委託事業者からの確認に適切に対応していただくことが望まれる。**

## その他の注意点

- ・ 従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断される。そのため、**製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、当該製造委託等に係る取引当事者は本法の適用対象となる。**

# 委託事業者の禁止行為の概要

- ・ 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者による以下の11項目の**行為を禁止**。
- ・ **中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は本法違反となる。**

## 委託事業者の禁止行為

### 【第5条第1項に該当する行為】

- ①受領拒否の禁止 **Point! 改正**
- ②代金の支払遅延の禁止
- ③代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買ったたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止

### 【第5条第2項に該当する行為】

- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑩不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止

**Point! 改正**

# 代金の支払遅延 【第5条第1項第2号】

- 発注した物品等の受領日から、60日以内に定められている**支払期日までに代金を支払わないこと。**
- 物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払う必要。

## 注意点 「毎月末日納品締切、翌月末日支払」といった締切制度を設ける場合

- 締切日からの期間ではなく、**受領（納品）から支払までの期間が60日を超えないことが必要**
- 検査に合格してからの期間ではなく、**受領（納品）から支払までの期間が60日を超えないことが必要**
- 支払日が金融機関の休業日と重なる場合、**事前に中小受託事業者と合意及び書面化しているのであれば、2日間までは順延が認められる**

ソフトウェア販売業者



ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて製造委託等代金を支払っていた。

精密機械メーカー



部品メーカー

中小受託事業者に対して、手形を交付することによって製造委託等代金を支払っていた。

## 注意点

「中小受託事業者からの請求書の提出が遅かったから」というのは、**支払遅延を正当化する理由にはならない**

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること。
- 協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法にかかわらず減額行為が禁止されている。

自動車メーカー



部品メーカー

自動車の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて製造委託等代金を支払っていた。

ゲームソフトメーカー



デザイン制作会社

オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、製造委託等代金の額を減じていた。

## 減額できる場合 = 中小受託事業者

## に責任がある場合

### ● 受領拒否【第5条1項1号】

中小受託事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵・納期遅れ等）がある場合に、以下のいずれかに該当するとき

- ① 当該理由があるとして、その給付の受領を拒んだとき（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限る。）
- ② 当該理由がある旨を事前に伝えた上、その給付を受領した場合に、
  - (1) 委託内容に合致させるため委託事業者が手直したとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）
  - (2) 委託内容と適合しないこと等又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかなきとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）

### ● 返品【第5条1項4号】

中小受託事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵・納期遅れ等）がある場合に、以下のいずれかに該当するとき

- ① 当該理由があるとして、その給付に係るものを引き取らせるとき（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限る。）
- ② 当該理由がある旨を事前に伝えた上、その給付に係るものを引き取らせなかった場合に、
  - (1) 委託内容に合致させるため委託事業者が手直したとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）
  - (2) 委託内容と適合しないこと等又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかなきとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）

# 振込手数料の負担に係る運用変更（運用基準）

- 企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、**振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反**とするよう、運用基準を見直すこととする。

## 【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、**下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、**親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を**差し引いて下請代金を支払うことが認められる。**

## 【改正後】

**中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、**委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から**差し引いて支払うことは減額に当たる。**

- 通常支払われる対価に比べて著しく低い代金を不当に定めること。
- 「通常支払われる対価」とは、同種又は類似品等の市価。
- 製造委託等代金は、中小受託事業者と事前に十分協議を重ねた上で定める必要。

## 注意点

中小受託事業者から価格交渉の申出がない場合であっても、価格交渉の場において、明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことには、取適法の運用基準（や独占禁止法Q&A）において「問題となるおそれがある」との考え方を示しており、この考え方は、引き続き変わらない。

家電メーカー



部品メーカー

量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

荷主



運送会社

従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

## 判断要素

= ①～④を総合考慮

- ① 製造委託等代金の額の決定に当たり、中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

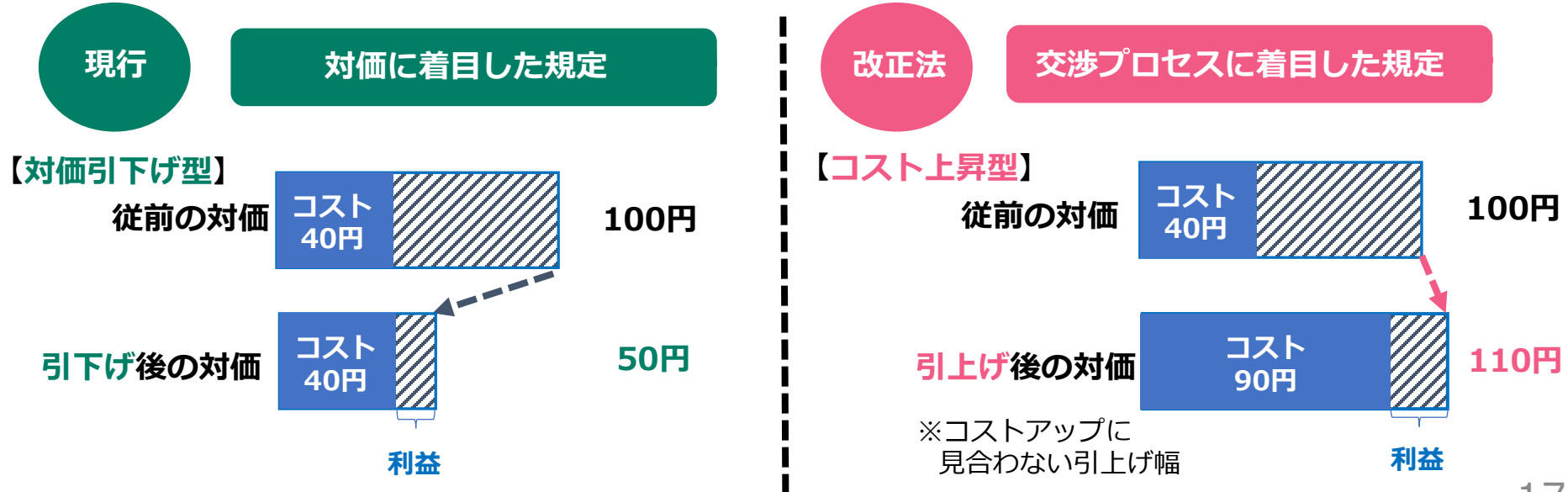
- 委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。

### 改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

### 改正内容

「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設**する。



**中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！**

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritekihou.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html)



本日の説明の元となった公正取引委員会説明資料（全65ページ）は、  
中小企業庁HPに掲載されています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/251014.html>

## 更なる理解を深めるために

公正取引委員会ウェブサイトには、各種パンフレットが掲載されていますので、参考にしてください。

掲載URL <https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>



<p>中小受託取引 適正化法 ガイドブック 「下請法」は 「取適法」へ</p>	<p>知って守って 下請法 ～豊富な事例で 実務に役立つ～</p>	<p>下請取引 適正化推進 講習会テキスト</p>	<p>優越的地位の 濫用 ～知っておきたい 取引ルール～</p>	<p>物流特殊指定 知っておきたい 「物流分野の 取引ルール」</p>

● 中小受託取引適正化法ガイドブック ●

# 「下請法」は とり てき ほう 「取適法」へ

～知っておきたい制度改正のポイント～



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



## はじめに

令和7年5月23日に公布された、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」(令和7年法律第41号)により、下請代金支払遅延等防止法(下請法)が改正されます。

法律の題名の変更のほか、適用対象、義務、禁止行為等様々な点の変更がなされており、本ガイドブックでは改正後の法律の概要を御紹介します。

※ 改正の概要及び新旧の条文等については、下記の公正取引委員会ウェブサイトをご参照ください。

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritekihou.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html)



## 改正事項 【令和8年1月1日から施行・適用】

### 法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法	→	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律※
下請代金	→	製造委託等代金
親事業者	→	委託事業者
下請事業者	→	中小受託事業者

※ 法律の略称については、「中小受託取引適正化法」又は「<sup>とりてきほう</sup>取適法」となります。  
本ガイドブックでは以下「取適法」として記載します。

### 適用対象の拡大

#### ● 適用基準への「従業員基準」の追加

適用対象となる事業者の基準に、従来の資本金額等による基準に加えて、新たに従業員数による基準(3ページ参照)が追加されました。従業員数300人(役員提供委託等は100人)の区分が新設され、規制及び保護の対象が拡充されます。

#### ● 対象取引への「特定運送委託」の追加

適用対象となる取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます(4ページ参照)。

## 禁止行為の追加

### ● 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

製造委託等代金の額に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な製造委託等代金の額の決定が禁止されます(19ページ参照)。

### ● 手形払等の禁止

製造委託等代金の支払手段について、手形払が禁止されます。また、その他の支払手段(電子記録債権や一括決済方式(ファクタリング等)など)についても、支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭を得ることが困難なものは禁止されます(15ページ参照)。

## 面的執行の強化

- **事業所管省庁において、取適法に基づく指導及び助言**ができるようになったほか、中小受託事業者が違反事実を情報提供しやすい環境を確保するために、執行機関に申し出たことを理由に不利益な取扱いを禁止(報復措置の禁止)しており、この**情報提供先として**、現行の公正取引委員会及び中小企業庁に加え、**事業所管省庁が追加**されます。

## その他

- 製造委託の対象物品として、金型以外の型等(木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品)が追加されます。
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による提供が認められます。
- 遅延利息の対象に、製造委託等代金の額を減じた場合(減額)が追加されます。
- 既に違反行為が行われていない場合でも再発防止措置等を勧告できるようにするなど勧告に係る規定が整備されます。

# 取適法の概要

取適法の概要

取適法の適用対象

委託事業者の義務

委託事業者の禁止行為

事件処理手続

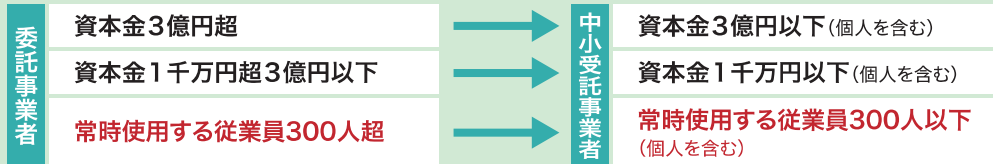
優越規制の概要

取適法条文

## 1 目的 (第1条) 中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

## 2 委託事業者、中小受託事業者の定義 (第2条第1項～第9項)

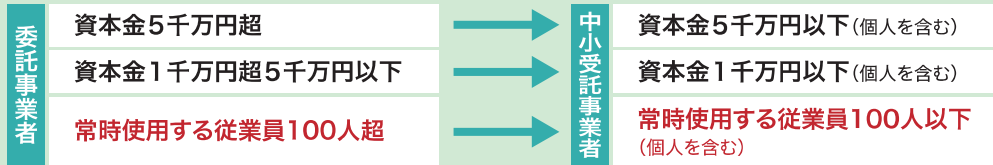
- (1) ● 物品の製造委託・修理委託・特定運送委託  
● 情報成果物作成委託・役務提供委託  
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。)



改正により追加!

のいずれかに該当。

- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託  
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。)



改正により追加!

のいずれかに該当。

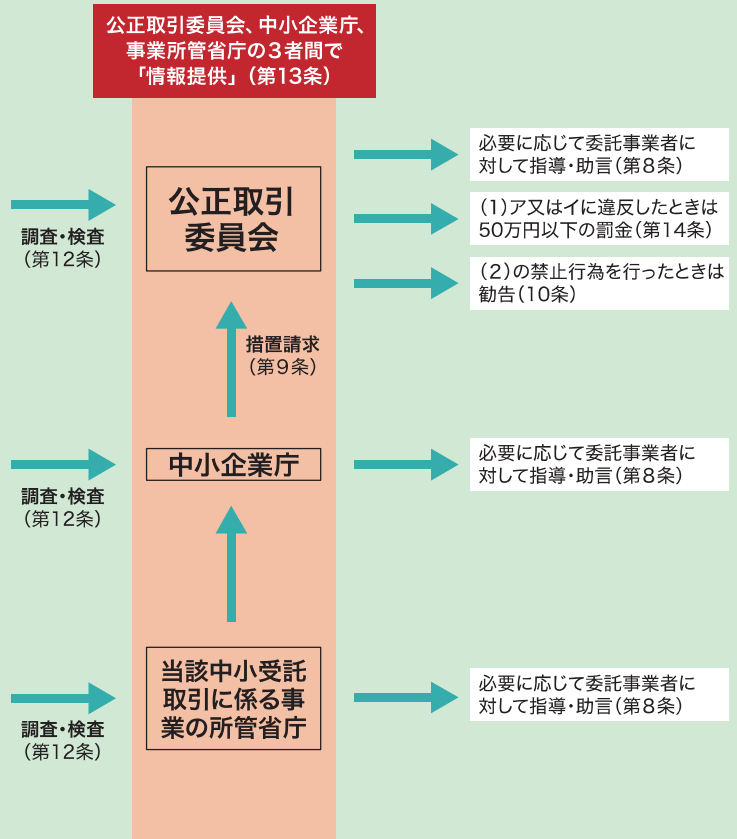
## 3 委託事業者の義務 (第3条、第4条、第6条、第7条)、 禁止事項 (第5条第1項、第2項)、調査 (第12条)、勧告 (第10条) 等

### (1) 義務

- ア 中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等(第4条)
- イ 書類の作成・保存義務(第7条)
- ウ 製造委託等代金の支払期日を定める義務(第3条)
- エ 遅延利息の支払義務(第6条)

### (2) 禁止事項

- ア 受領拒否の禁止(第5条第1項第1号)
- イ 製造委託等代金の支払遅延の禁止(第5条第1項第2号)
- ウ 製造委託等代金の減額の禁止(第5条第1項第3号)
- エ 返品の禁止(第5条第1項第4号)
- オ 買ったたきの禁止(第5条第1項第5号)
- カ 購入・利用強制の禁止(第5条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止(第5条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第5条第2項第1号)
- ケ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第5条第2項第2号)
- コ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止(第5条第2項第3号)
- サ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止(第5条第2項第4号)



## 取適法の適用対象

法律の対象取引(中小受託取引) = 取引の内容 + 資本金基準又は従業員基準

取適法は、適用対象となる中小受託取引の範囲を、①取引の内容と、②資本金<sup>※1</sup>基準又は従業員<sup>※2</sup>基準から定めており、適用対象となる取引の発注者(委託事業者)が資本金基準又は従業員基準のどちらか1つでも満たす場合には、「優越的地位にある」として取り扱い、中小受託取引に係る委託事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしています。

※1 資本金の額又は出資の総額

※2 常時使用する従業員の数

### 取適法と特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)との関係

取適法とフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用することとされています。

## 取引の内容

取適法の適用対象となる取引は、その委託される内容によって条件が定められています。

「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」、「特定運送委託」と大きく5つの取引内容に大別されており、適用対象となる取引は多岐にわたります。

### 製造委託

物品を販売し、又は物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者が物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」は動産のことを意味しており、家屋などの不動産は対象に含まれません。

### 修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者に委託することをいいます。

### 情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者がその作成作業を委託することをいいます。情報成果物とは、次のものをいいます。

- ① プログラム(例:ゲームソフト、家電製品の制御プログラムなど)
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの(例:アニメーション、ラジオ番組など)
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの(例:設計図、商品・容器のデザイン、家電製品の取扱説明書の内容など)

### 役務提供委託

他者から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス(役務)の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者に委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、取適法の対象とはなりません。

### 特定運送委託

改正により追加!

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品(例:作成を請け負ったデザインに基づいて製造されたペットボトル)について、その取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいいます。

## ① 製造委託

※ 資本金区分及び従業員区分は11ページ参照

製造委託には次の4つのタイプ(類型1～類型4)があります(→ 部分が中小受託取引です。)

### 製造委託【類型1】

改正により追加!

物品の販売を行っている事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者<sup>※</sup>に委託する場合。



- 例
- ・自動車メーカーが、自動車の部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
  - ・大規模小売業者(百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業者等)が、自社のプライベートブランド商品の製造を食品加工業者に委託する場合。

### 製造委託【類型2】

改正により追加!

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者<sup>※</sup>に委託する場合。



- 例
- ・精密機械メーカーが、受注生産する精密機械に用いる部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

### 製造委託【類型3】

物品の修理を行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者<sup>※</sup>に委託する場合。

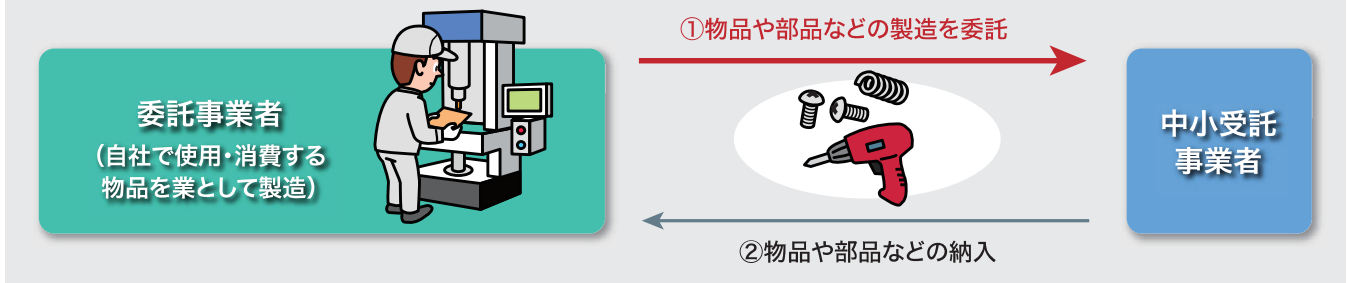


- 例
- ・家電メーカーが、販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
- ※他の事業者から修理を委託される場合のほか、自社工場の機械等を自ら修理している場合も含まれます。
- ・工作機械メーカーが、自社で使用する工作機械の修理に必要な部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

## 製造委託【類型4】

改正により追加!

自社で使用・消費する物品を自社で製造している事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者<sup>1</sup>に委託する場合。



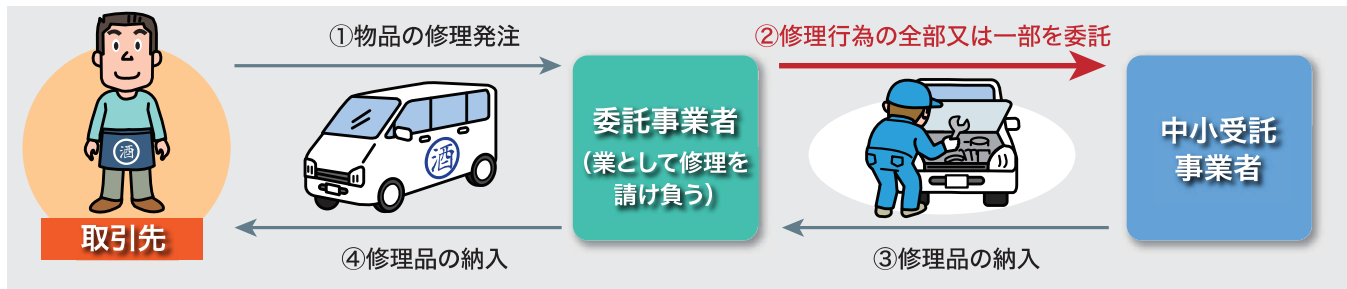
**例** ・自社工場で使用する工具を自社で製造している工作機器メーカーが、一部の工具の製造を他の工作機械メーカーに委託する場合。

## ②修理委託

修理委託には次の2つのタイプ(類型1、類型2)があります(→ 部分が中小受託取引です)。

### 修理委託【類型1】

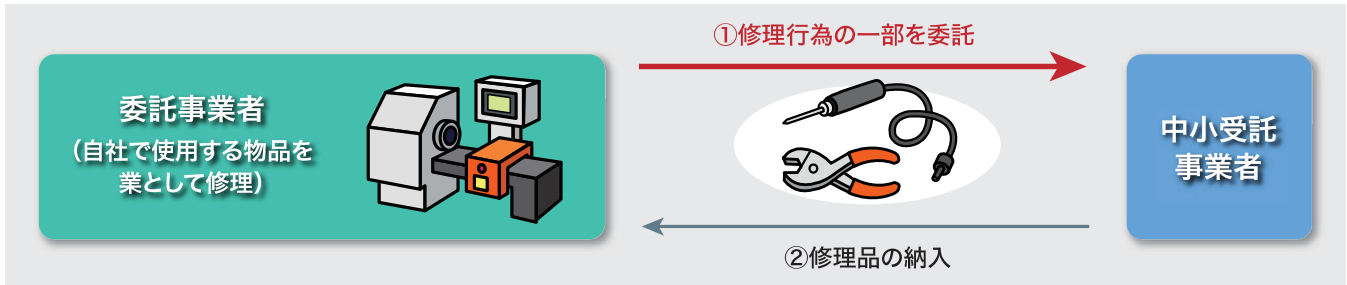
物品の修理を請け負っている事業者が、修理行為の全部又は一部を他の事業者<sup>1</sup>に委託する場合。



**例** ・自動車販売業者が、請け負った自動車の修理作業を修理業者に委託する場合。

### 修理委託【類型2】

自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者<sup>1</sup>に委託する場合。



**例** ・自社工場の設備等を自社で修理している工業用機械メーカーが、その設備の修理作業を修理業者に委託する場合。

取適法の用語は、以下のように定義付けられています。

用語	定義
委託	物品等の規格、品質、性能等を指定して依頼することをいいます。 こうした指定のない、規格品や標準品の取引は、原則として「委託」には含まれません。
業として	事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、業務の遂行とみることができる場合を指します。

### ③ 情報成果物作成委託

情報成果物作成委託には次の3つのタイプ(類型1～類型3)があります(→部分が中小受託取引です。)

情報成果物とは、次のものをいいます。

- ① プログラム(例:ゲームソフト、家電製品の制御プログラムなど)
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの  
(例:アニメーション、ラジオ番組など)
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの  
(例:設計図、商品・容器のデザイン、家電製品の取扱説明書の内容など)

#### 情報成果物作成委託【類型1】

情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者<sup>1</sup>に委託<sup>2</sup>する場合。



**例** ・ソフトウェアメーカーが、ゲームソフトや汎用アプリケーションソフトの開発をソフトウェアメーカーに変託する場合。

#### 情報成果物作成委託【類型2】

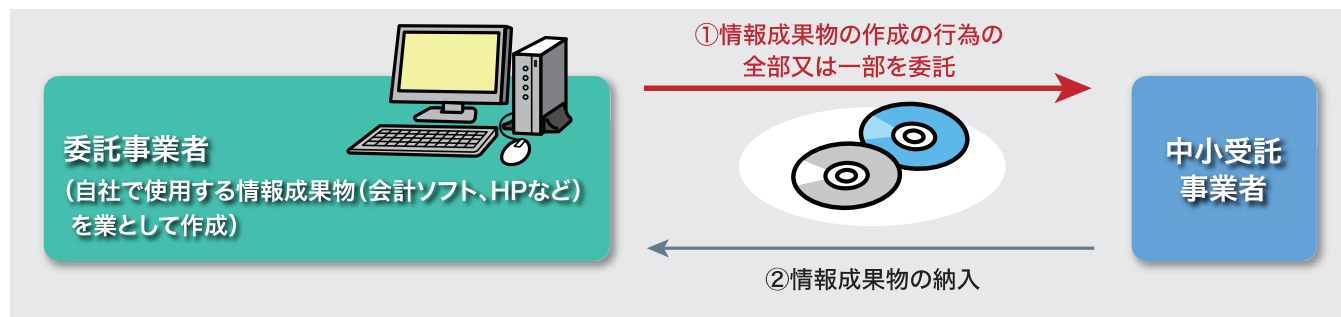
情報成果物の作成を請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者<sup>1</sup>に委託<sup>2</sup>する場合。



**例** ・広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合。  
・アニメーション制作業者が、製作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託する場合。  
・建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託する場合。

## 情報成果物作成委託【類型3】

自社で使用する情報成果物を自社で作成している事業者が、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者<sup>1</sup>に委託する場合。



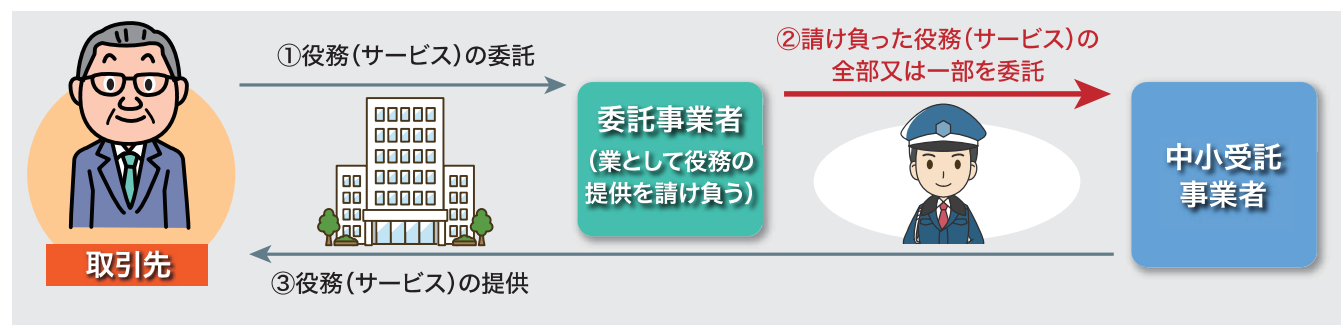
**例** ・家電メーカーが、内部システム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する場合。

## ④ 役務提供委託

役務提供委託とは、請け負った役務の提供を再委託することをいいます(→部分が中小受託取引です)。

## 役務提供委託

役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者<sup>1</sup>に委託する場合。



**例** ・ビル管理業務業者が、請け負う管理業務の一部であるビルの警備を警備業者に委託する場合。  
 ・自動車メーカーが、販売した自動車の保証期間内のメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する場合。  
 ・貨物自動車運送業者が、請け負った貨物運送のうち一部を他の運送業者に委託する場合。

## 役務提供委託の注意点

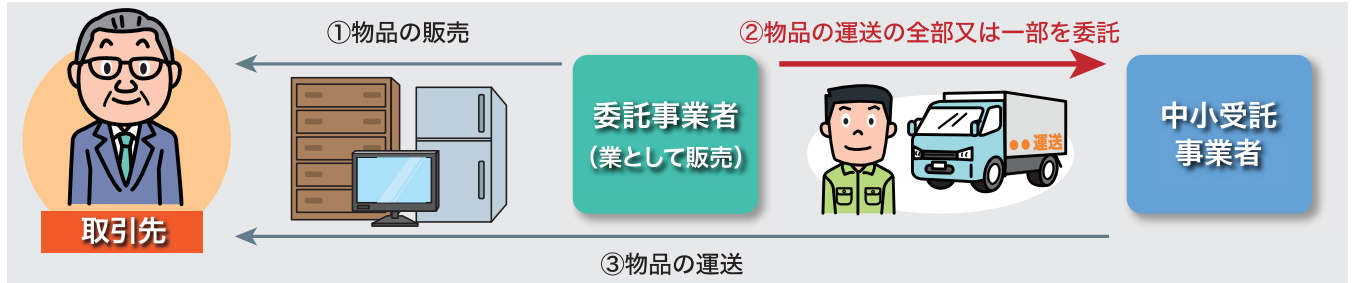
- ① 本法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となりません**。これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、請負契約の適正化等が別途図られているためです。
- ② 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、委託事業者が**自ら利用する役務は含まれません**。  
 例えば、ホテル業者が、ベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託する行為は取適法上の「役務提供委託」には該当しません。

## ⑤ 特定運送委託

特定運送委託には次の4つのタイプ(類型1～類型4)があります(→部分が中小受託取引です)。

### 特定運送委託【類型1】

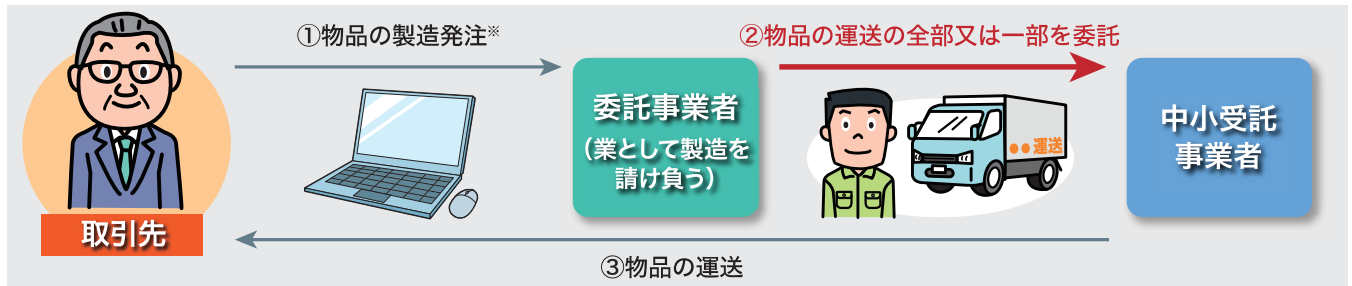
物品の販売を行っている事業者が、その物品の販売先(当該販売先が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者<sup>1</sup>に委託する場合。



**例** ・家具小売業者が、取引先に対し、販売する家具を引き渡す際に、その家具の運送を他の事業者に委託する場合。

### 特定運送委託【類型2】

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の製造の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者<sup>1</sup>に委託する場合。

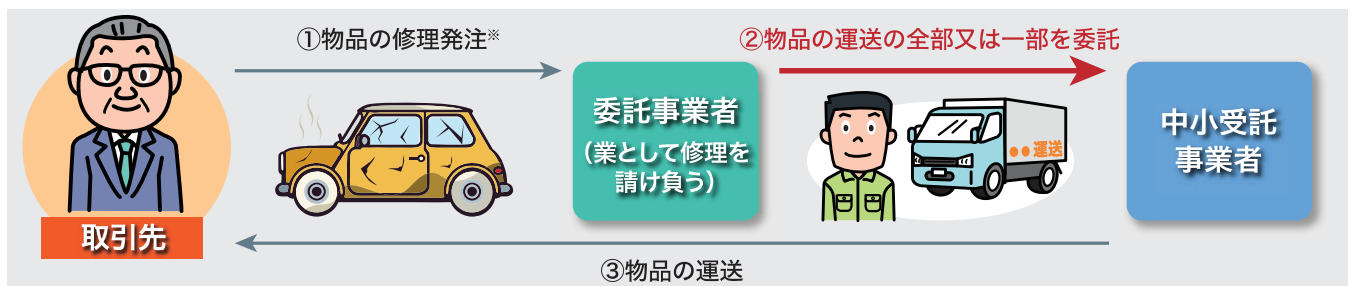


※この製造発注は取適法の適用対象取引に限られません。

**例** ・精密機器メーカーが、機械器具メーカーから製造を請け負い完成させた精密機器を引き渡す際に、その精密機器の運送を他の事業者に委託する場合。

### 特定運送委託【類型3】

物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の修理の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者<sup>1</sup>に委託する場合。

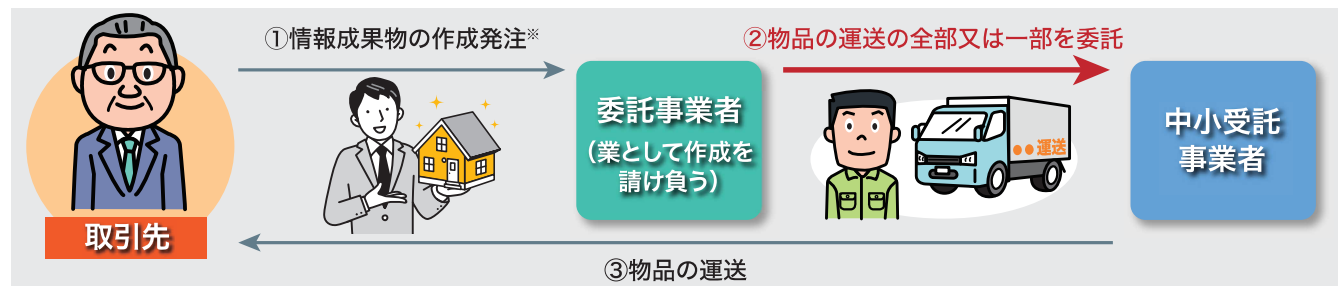


※この修理発注は取適法の適用対象取引に限られません。

**例** ・自動車修理業者が、自動車販売業者から修理を請け負い修理を完了させた自動車を引き渡す際に、その自動車の運送を他の事業者に委託する場合。

## 特定運送委託【類型4】

情報成果物の作成を請け負っている事業者が、当該情報成果物が記載されるなどした物品の作成の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。



※この作成発注は取適法の適用対象取引に限られません。

### 例

- ・建築設計業者が、建築業者から作成を請け負い完成させた建築模型を引き渡す際に、その建築模型の運送を他の事業者へ委託する場合。

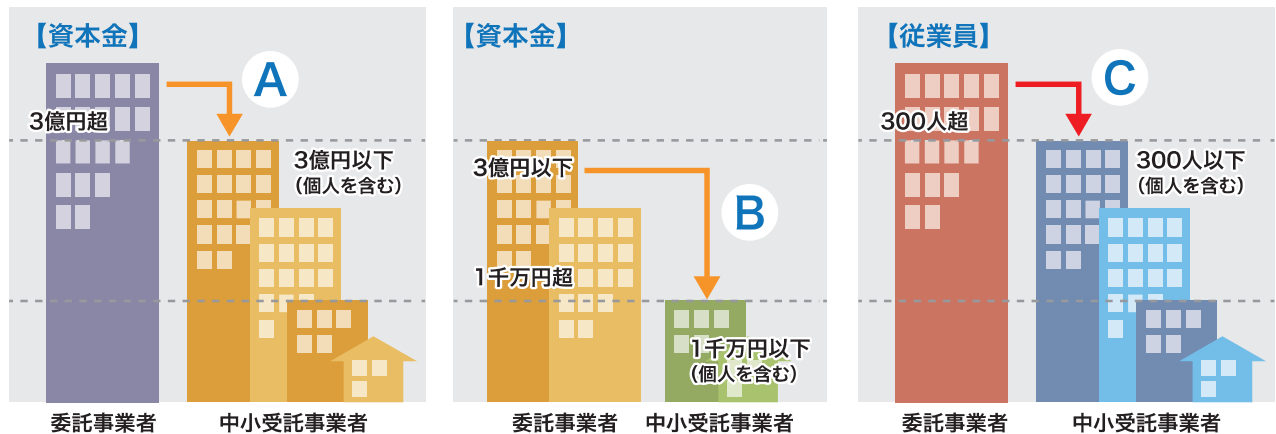
## 資本金区分と従業員区分

取適法では、取引を委託する事業者と受注する事業者の資本金<sup>※1</sup>又は従業員<sup>※2</sup>によって、「委託事業者」、「中小受託事業者」を定義しています。取引の内容に応じて規定されている資本金区分又は従業員区分(下記)のいずれかに該当する場合、その取引は中小受託取引となります。

※1 資本金の額又は出資の総額

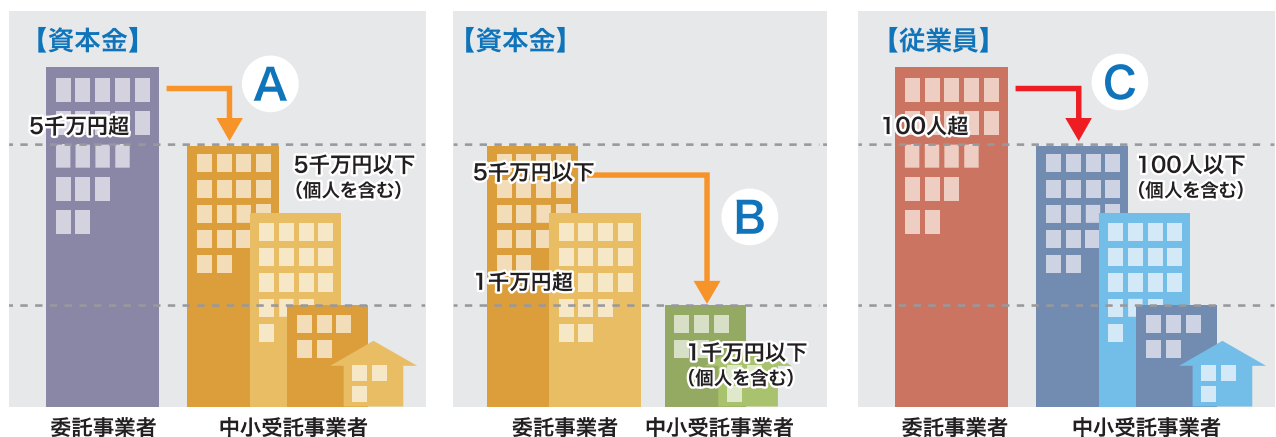
※2 常時使用する従業員の数

### ■ 製造委託・修理委託、情報成果物作成委託・役務提供委託<sup>\*1</sup>、特定運送委託



\*1: プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの

### ■ 情報成果物作成委託・役務提供委託<sup>\*2</sup>



\*2: プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く

### 情報成果物作成委託と製造委託を同時に行う場合の資本金区分又は従業員区分

例えば、取扱説明書の制作と印刷を併せて発注する場合、制作は「情報成果物作成委託」、印刷は「製造委託」に当たるため、それぞれの取引内容に応じた資本金区分又は従業員区分で取適法の対象になるかを判断します。ただし、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、「情報成果物作成委託」又は「製造委託」のいずれかの資本金区分又は従業員区分に該当すれば、その取引全体が取適法の対象となります。

## 委託事業者の義務

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には次の4つの義務が課せられています！

### 1. 発注内容等を明示する義務

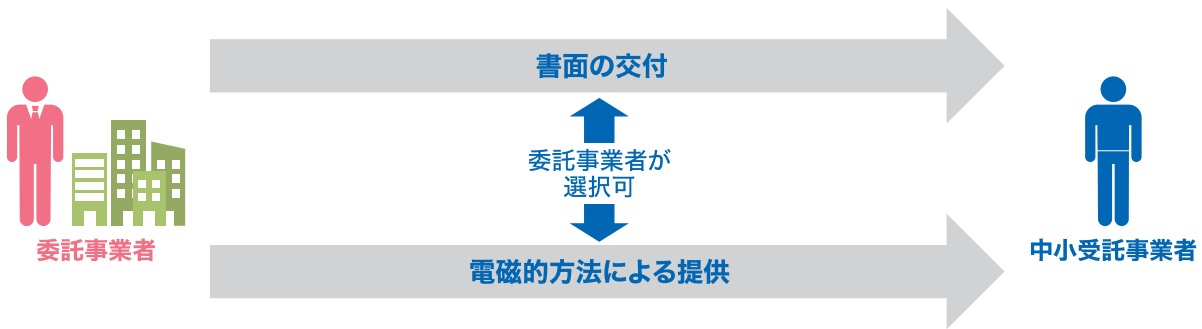
口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法)等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければなりません。

※中小受託事業者からの承諾がなくとも電磁的方法による明示が可能となります。 **改正のポイント！**

#### ●明示する方法

##### 明示する方法

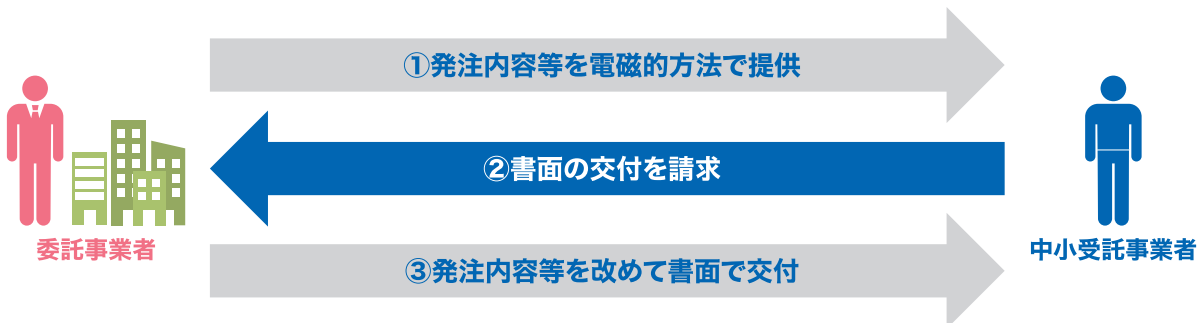
発注内容等を明示する方法は書面か電磁的方法のみが認められ、どちらの方法とするかは、委託事業者が選択できます(電話など口頭で伝えることは認められません)。



#### ●電磁的方法により発注内容を明示した後に書面を求められた場合の対応

##### 電磁的方法で提供した後に書面を求められた場合の対応

発注内容等を電磁的方法により明示した場合、中小受託事業者から書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付する必要があります。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合には、必ずしも書面を交付する必要はありません。



### 2. 取引に関する書類等を作成・保存する義務

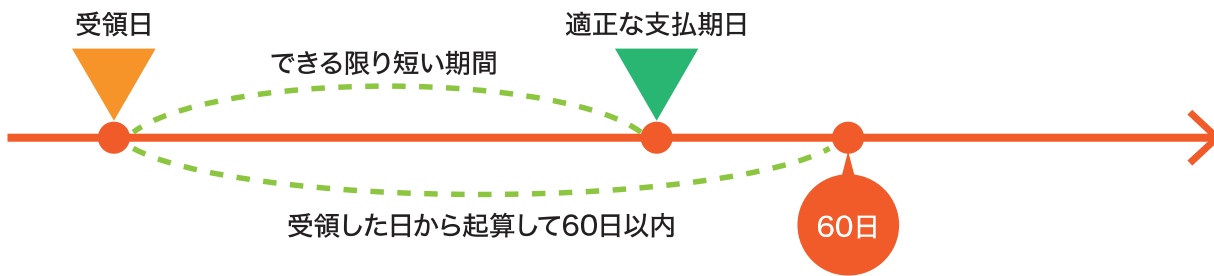
製造委託をはじめとする中小受託取引が完了した場合、委託事業者は、給付内容、製造委託等代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられています。

### 3. 支払期日を定める義務

委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、製造委託等代金の支払期日を定めなくてはなりません。

支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定されます。

- ア 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- イ 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日



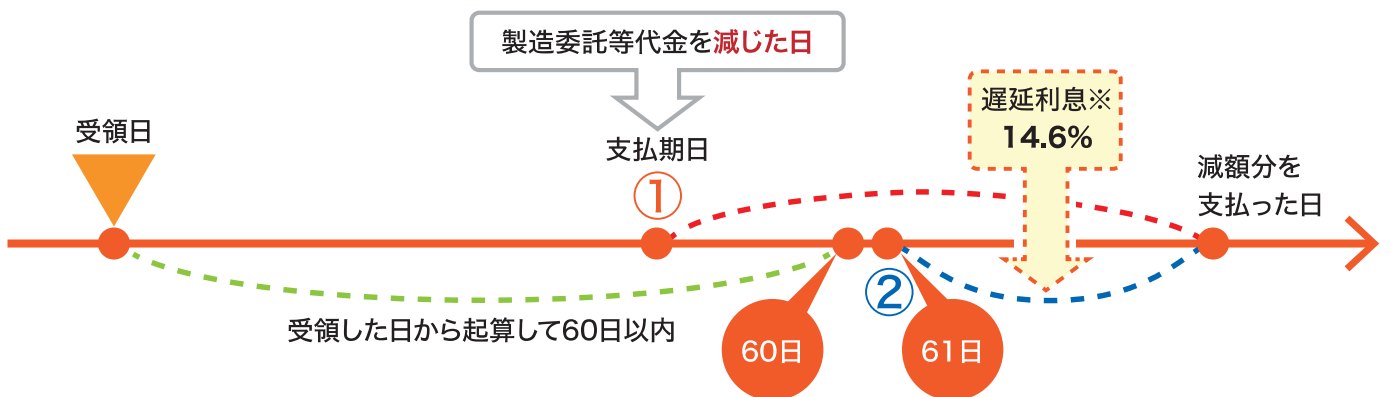
### 4. 遅延利息を支払う義務

委託事業者が、支払期日までに製造委託等代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ**中小受託事業者に対して遅延利息(年率14.6%)を支払う義務があります。**

また、委託事業者が、中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金の額を減じた場合、起算日から実際に減じた額の支払をする日までの期間について、**減じた額に対して遅延利息を支払う義務が新たに追加**されます。この場合における遅延利息の起算日は、減額を行った日又は中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日となります。

**改正のポイント!**

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率(10%など)を定めていても、その約定利率は適用されません。



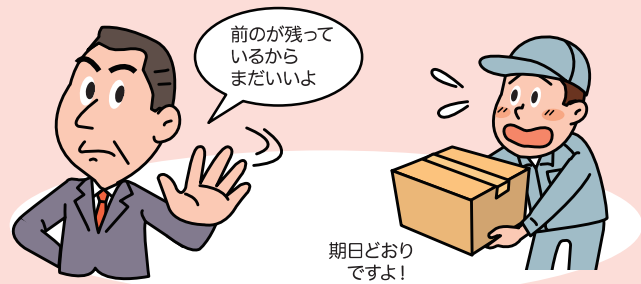
※製造委託等代金を減じた日(①)又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日(②)のいずれか遅い日が起算日となります。  
 なお、②以降に減額を行った場合には、製造委託等代金を減じた日から減額に対する遅延利息が発生することとなります。

## 委託事業者の禁止行為

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には次の11項目の遵守事項が定められています。たとえ中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、本法に違反することになるので十分注意が必要です。

### 受領拒否(第5条第1項第1号)

中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否することです。発注の取消し、納期の延長などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に当たります。



#### 違反行為想定事例

テレビ局



番組制作会社

中小受託事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、番組出演者の不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組の映像データを受領しなかった。

スーパー



食料品メーカー

中小受託事業者の事情を考慮せずに一方的に納期の短縮を指示し、中小受託事業者は従業員を残業させて間に合うように努めたが、期日までに納入できなかった。委託事業者は、納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産したプライベートブランド商品を受領しなかった。

## 製造委託等代金の支払遅延(第5条第1項第2号)

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに製造委託等代金を支払わないことです。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければ支払遅延となります。

また、①手形を交付することや、②電子記録債権や一括決済方式について、支払期日までに製造委託等代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することも、支払遅延に該当し、禁止されます。

改正の  
ポイント!



社内検査が終わっていないから、まだ代金は支払えないよ。

今日が支払日なのに…



### 違反行為想定事例

ソフトウェア販売業者



ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて製造委託等代金を支払っていた。

精密機械メーカー

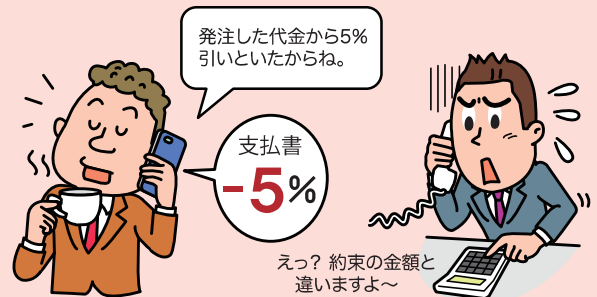


部品メーカー

中小受託事業者に対して、手形を交付することによって製造委託等代金を支払っていた。

## 製造委託等代金の減額(第5条第1項第3号)

中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金を発注後に減額することです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



### 違反行為想定事例

自動車メーカー



部品メーカー

自動車の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて製造委託等代金を支払っていた。

ゲームソフトメーカー

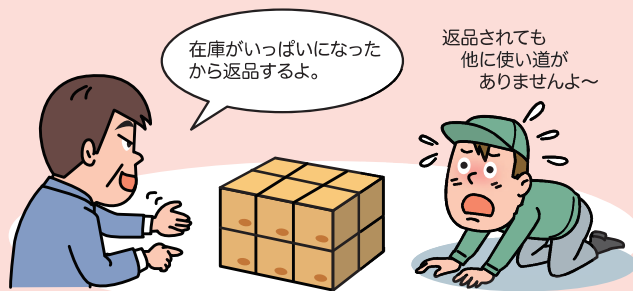


デザイン制作会社

オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、製造委託等代金の額を減じていた。

## 返品(第5条第1項第4号)

中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することです。不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められています。



### 違反行為想定事例

電気機器メーカー



部品メーカー

生産計画の変更を理由に、余剰になった部品を返品していた。

広告制作会社



広告制作会社

中小受託事業者に制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由に返品していた。

## 買ったとき(第5条第1項第5号)

発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い製造委託等代金を不当に定めることです。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等の市価です。製造委託等代金は、中小受託事業者と事前に協議の上、定める必要があります。



### 違反行為想定事例

家電メーカー



部品メーカー

量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

荷主

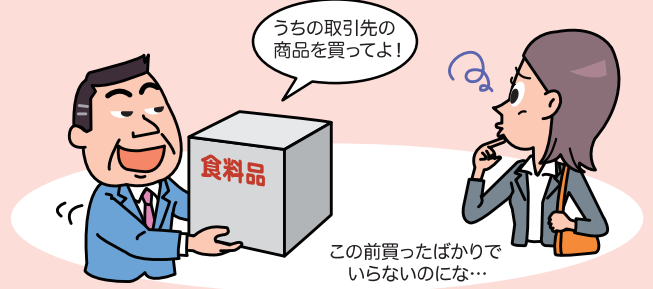


運送会社

従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

## 購入・利用強制(第5条第1項第6号)

中小受託事業者が発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者が指定する物(製品、原材料等)、役務(保険、リース等)を強制して購入、利用させることです。



### 違反行為想定事例

冠婚葬祭業者



取引先納入業者

冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等の実施を委託している中小受託事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理等の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させていた。

## 報復措置(第5条第1項第7号)

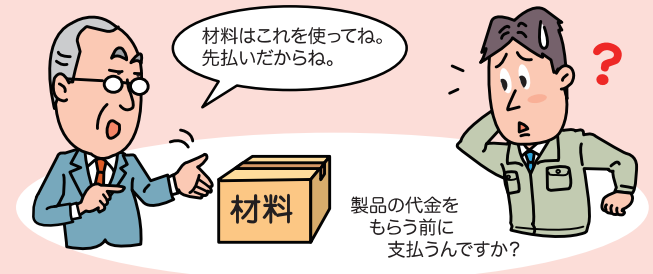
委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱いをすることです。

改正により追加!



## 有償支給原材料等の対価の早期決済(第5条第2項第1号)

委託事業者が有償支給する原材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせることです。



### 違反行為想定事例

金属メーカー



部品メーカー

半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る製造委託等代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

## 不当な経済上の利益の提供要請(第5条第2項第2号)

委託事業者が自己のために、中小受託事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させることです。製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請が該当します。



### 違反行為想定事例

自動車メーカー



部品メーカー

自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与し自動車用部品の製造を委託しているところ、当該部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等を無償で保管させていた。

荷主

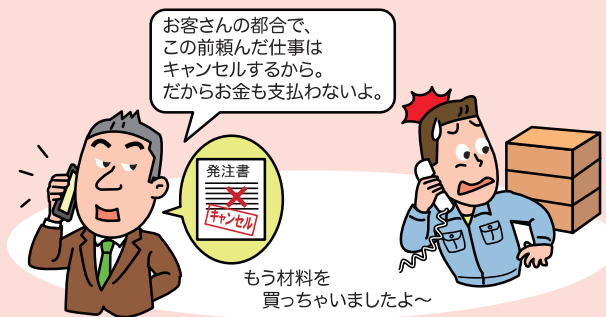


運送会社

貨物運送を委託している中小受託事業者に対し、当該中小受託事業者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせていた。

## 不当な給付内容の変更、やり直し(第5条第2項第3号)

中小受託事業者に責任がないのに発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合に、中小受託事業者が作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないことです。



### 違反行為想定事例

荷主



運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積み込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

番組制作会社



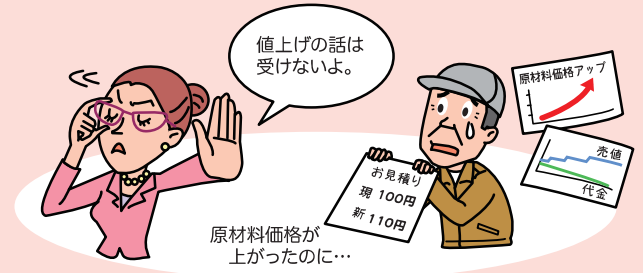
アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

## 協議に応じない一方的な代金決定(第5条第2項第4号)

改正により  
追加!

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に製造委託等代金を決定することです。



### 違反行為想定事例

運送会社



運送会社

中小受託事業者が代金の額の引上げについて協議を求めたにもかかわらず、これを無視し、拒否し、又は回答を引き延ばすなどにより、協議に応じなかった。

機械メーカー



部品メーカー

委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の額を引き下げた。

# 違反行為を厳しく取り締まっています。

## 定期調査、立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、中小受託取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、委託事業者、中小受託事業者に対する定期調査を実施しています。また、必要に応じて、委託事業者の事業所等に赴くなどして、委託事業者の保存している取引記録などの帳簿書類等を調査しています。

## 勧告の公表を行っています。

委託事業者が取適法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告を行っています。

また、勧告が行われた場合は、原則としてその旨を公表することとしています。

## 事業所管省庁による指導も行われます。 改正により追加!

勧告・公表だけでなく、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁による指導も行われます。

## 最高50万円の罰金が科せられます。

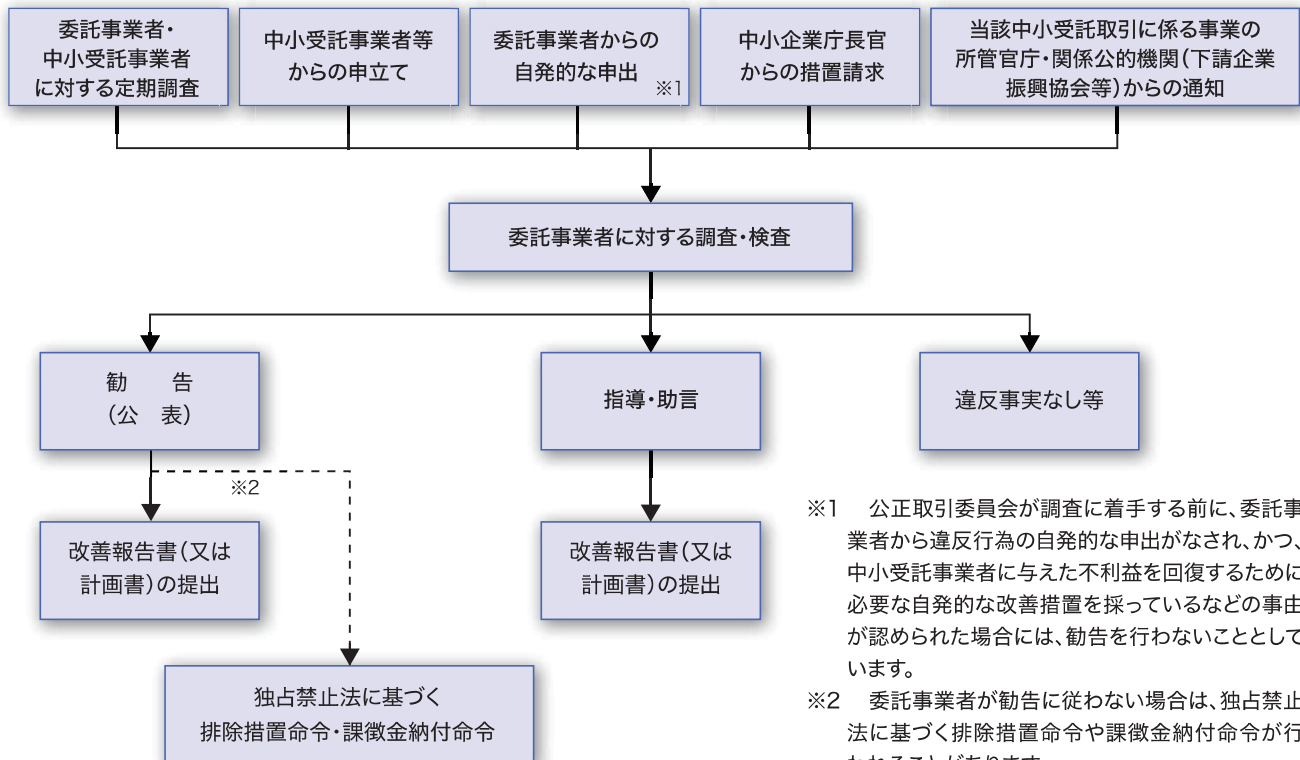
委託事業者が次のような違反行為を行った場合には、違反者である個人、そして委託事業者である法人も罰せられます。罰金の上限額は、最高50万円となっています。

- 発注内容等の書面又は電磁的方法※による明示義務違反

※ 電磁的方法により明示を行った場合には、中小受託事業者から求めがあれば書面を交付しなければなりません。

- 取引内容を記載・記録した書類又は電磁的記録の作成・保存義務違反
- 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- 立入検査の拒否、妨害、忌避

## 取適法事件処理フローチャート



※1 公正取引委員会が調査に着手する前に、委託事業者から違反行為の自発的な申出がなされ、かつ、中小受託事業者に与えた不利益を回復するために必要な自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められた場合には、勧告を行わないこととしています。

※2 委託事業者が勧告に従わない場合は、独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金納付命令が行われることがあります。

## 優越的地位の濫用

優越的地位の濫用規制(独占禁止法)は、取引上**優越した地位**にある事業者<sup>※1</sup>が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などをさせることにより、**正常な商慣習**<sup>※2</sup>に照らして**不当に不利益**を与えることを禁止しています。

優越的地位の濫用は3つの要素から判断されます。

優越的地位の濫用 = 優越的地位 + 正常な商慣習に照らして不当に + 濫用行為

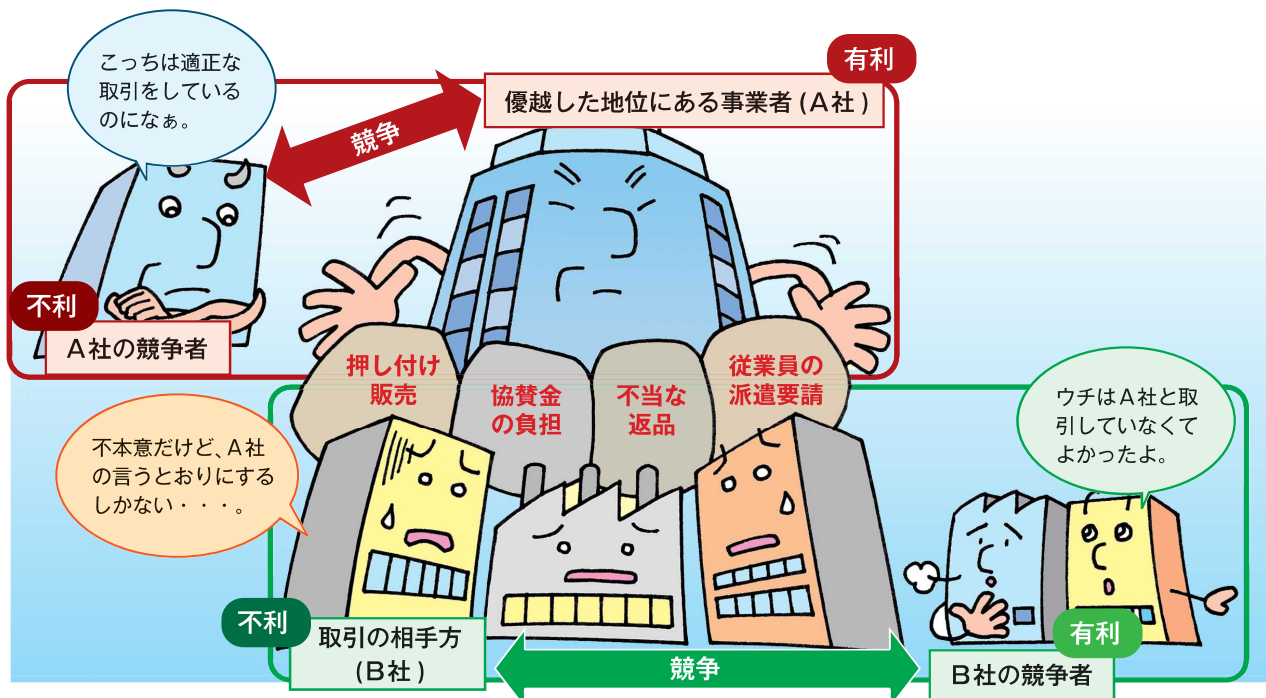
※1 地位が優越しているかどうかは、①取引の相手方の行為者に対する取引依存度、②行為者の市場における地位、③取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮して判断します。

※2 現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。

### 優越的地位の濫用の規制趣旨

- 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

公正な競争を阻害するおそれ



## 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等を防止することによつて、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正にするとともに、中小受託事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者へ委託することをいう。

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいう。

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5 この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいう。

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。  
一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の

結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）

二 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第五号並びに次項第一号、第二号及び第五号において同じ。）をするもの

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号及び第六号並びに次項第三号、第四号及び第六号において同じ。）をするもの

四 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの

五 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの（第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く。）

六 常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの（第三

号又は第四号に該当する者がそれぞれ次項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。)

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの
- 二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの
- 三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの
- 四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの
- 五 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第五号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの
- 六 常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第六号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

10 資本金の額若しくは出資の総額が千万円を超える法人又は常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成、提供又は運送の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第八項第一号、第二号又は第五号に該当する者がそれぞれ前項第一号、第二号又は第五号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第八項第三号、第四号又は第六号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば同項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は委託事業者と、再委託を受ける事業者は中小受託事業者とみなす。

11 この法律で「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（製造委託等代金の支払期日）

第三条 製造委託等代金の支払期日は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託

事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日。以下同じ。）から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 製造委託等代金の支払期日が定められなかつたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して製造委託等代金の支払期日が定められたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が、それぞれ製造委託等代金の支払期日と定められたものとみなす。

（中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第四条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容、製造委託等代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により中小受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

2 委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、中小受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（委託事業者の遵守事項）

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の受領を拒むこと。
- 二 製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。
- 三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。
- 四 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付を受領した後、中小受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
- 五 中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委

託等代金の額を不当に定めること。

六 中小受託事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 委託事業者についてこの条の規定に違反する事実があると認められる場合に中小受託事業者が公正取引委員会、中小企業庁長官又はその製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下この号において「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する製造委託等代金の支払期日より早い時期に、支払うべき製造委託等代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又は中小受託事業者の給付を受領した後（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

四 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

（遅延利息）

第六条 委託事業者は、製造委託等代金の支払期日までに製造委託等代金を支払わなかつたときは、中小受託事業者に対し、中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

2 委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息とし

て支払わなければならない。

（書類等の作成及び保存）

第七条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付、給付の受領（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、中小受託事業者から役務の提供を受けたこと）、製造委託等代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十四条第三号において同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

（指導及び助言）

第八条 公正取引委員会、中小企業庁長官又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

（中小企業庁長官の請求）

第九条 中小企業庁長官は、委託事業者について第五条の規定に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（勧告）

第十条 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。次項及び次条において「違反委託事業者」という。）に対し、速やかにその中小受託事業者の給付を受領し、その製造委託等代金若しくはその減じた額若しくは第六条の規定による遅延利息を支払い、その給付に係る物を再び引き取り、その製造委託等代金の額を引き上げ、若しくはその購入させた物を引き取るべきこと若しくはその不利益な取扱いをやめるべきこと又はその中小受託事業者の利益を保護するための措置をとるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、特に必要があると認めるときは、違反委託事業者に対し、当該行為が既になつていない旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)  
 第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十条及び第二十条の六の規定は、公正取引委員会が前条の規定による勧告をした場合において、違反委託事業者が当該勧告に従ったときに限り、当該勧告に係る行為については、適用しない。

(報告及び検査)  
 第十二条 公正取引委員会は、委託事業者(委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により製造委託等に関する取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。)の中小受託事業者(中小受託事業者(法人に限る。))が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、中小受託事業者(法人に限る。)の分割により当該取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、中小受託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。)に対する製造委託等に関する取引を公正にするため必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 中小企業庁長官は、中小受託事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、中小企業庁長官の第九条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供等)  
 第十三条 公正取引委員会、中小企業庁長官及び製造委託等

に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度で、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報であつて、委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引を公正にし、又は中小受託事業者の利益を保護するため特に必要であると認められるものを相互に提供することができる。

2 公正取引委員会は、この法律の施行に必要な限度で、関係行政機関の長に対し、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

#### (罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした委託事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して明示すべき事項を明示しなかつたとき。

二 第四条第二項の規定に違反して書面を交付しなかつたとき。

三 第七条の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。

第十五条 第十二条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。



ご相談やご質問は、全国の相談窓口にお問い合わせ下さい。

### 公正取引委員会 事務総局

#### 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟  
TEL 03(3581)3375(直)  
<https://www.jftc.go.jp>

#### 北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎  
TEL 011(231)6300(代)

#### 東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎  
TEL 022(225)8420(直)

#### 中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館  
TEL 052(961)9424(直)

#### 近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館  
TEL 06(6941)2176(直)

#### 近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館  
TEL 082(228)1520(直)

#### 近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館  
TEL 087(811)1758(直)

#### 九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館  
TEL 092(431)6032(直)

#### 沖縄総合事務局 総務部 公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  
TEL 098(866)0049(直)

### 中小企業庁

#### 事業環境部 取引課

〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1  
TEL 03(3501)1732(直)  
<https://www.chusho.meti.go.jp>

#### 北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎  
TEL 011(700)2251(直)

#### 東北経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟  
TEL 022(217)0411(直)

#### 関東経済産業局 産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館  
TEL 048(600)0325(直)

#### 中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2  
TEL 052(951)2860(直)

#### 近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館  
TEL 06(6966)6037(直)

#### 中国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館  
TEL 082(224)5745(直)

#### 四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館  
TEL 087(811)8564(直)

#### 九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎  
TEL 092(482)5450(直)

#### 沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  
TEL 098(866)0035(直)

上記の相談窓口のほか、最寄りの商工会議所及び商工会に設置されている相談窓口である「独占禁止法相談ネットワーク」でも、取適法や優越的地位の濫用等に関する相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでいます。

また、中小企業庁の委託により公益財団法人全国中小企業取引振興協会が運営する「下請かけこみ寺」では、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けています。

下請かけこみ寺 相談用フリーダイヤル (通話料無料)



公正取引委員会は、委託事業者が自らの取適法に違反する行為を公正取引委員会に申し出た場合、一定の条件下、その行為についての勧告を行わないこととしています。詳しくはこちらを御参照ください。



委託事業者が取適法に違反すると思われる行為を行っている場合には、中小受託事業者は、行政機関へその旨の申出が可能です。申出を希望する場合には、オンラインによる申出を御利用ください。



特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)の相談窓口はこちらから御確認ください。



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



(2025年6月)



# 企業の賃上げを サポート/します!

補助金

税制

沖縄県 最低賃金

法律

相談窓口

令和7年12月1日(月)から

1,023 円



## ◀ 中小企業庁賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト (中小企業庁ミラサポplus内)


- ・相談窓口や補助金等支援策のご紹介
- ・賃上げ必要額・収益分析がシミュレーションできるツールもあります



## 補助金・税制・法律


**補** 中小企業省力化投資補助金

売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対し、省力化投資を支援します。




**補** 中小企業新事業進出補助金

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値産業事業への進出にかかる設備投資等を支援し、新事業への挑戦を促進します。




**税** 中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業者等が一定の要件を満たした上で賃金引き上げを行った場合、その増加額の一定割合を税額から控除できる制度です。




**補** サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援します。




**補** ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援します。



**法** 下請法は「取適法」に改正されます

令和8年1月1日の取引適正化法が施行に伴い、協議に応じない一方的な代金決定等が新たに禁止行為となります。




【沖縄労働局の支援】 事業主必見！沖縄県の最低賃金と賃上げ支援 沖縄労働局HP



## 相談窓口


**沖縄県よろず支援拠点** TEL:098-851-8460

中小企業・小規模事業者等からの経営上のあらゆる相談に応えるため、国が全国47都道府県に設置している無料の経営相談所です。




**公益財団法人沖縄県産業振興公社**  
(沖縄県中小企業支援センター)  
TEL : 098-859-6237

中小企業者の経営上の課題や取組等に対し、窓口相談や専門家派遣等のワンストップサービスを提供します。




**取引かけこみ寺** TEL:0120-418-618

中小企業・小規模事業者が抱える取引上の悩み相談を受け付けています。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。



**沖縄働き方改革推進支援センター**  
TEL : 0120-420-780

社会保険労務士等の専門家が働き方改革に関する様々な課題の相談にワンストップ・無料で対応します。



## 沖縄県版支援パッケージ

～中小企業・小規模事業者の皆様、今すぐチェック！ぜひご利用ください～

(沖縄県最低賃金は、令和7年12月1日(月)から時間額1,023円が適用されます。)

### 賃金引上げ

に関する支援

- ・業務改善助成金(3ページの1へ)
- ・キャリアアップ助成金(3ページの2へ)
- ・中小企業向け賃上げ促進税制(3ページの3へ)
- ・賃上げ貸付利率特例制度(6ページの12へ)

### 生産性向上

に関する支援

- ・業務改善助成金(再掲)(3ページの1へ)
- ・中小企業省力化投資補助金(4ページの4へ)
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金(IT導入補助金)(4ページの5へ)
- ・中小企業新事業進出補助金(5ページの6へ)
- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(5ページの7へ)
- ・働き方改革推進支援助成金(5ページの8へ)
- ・人材開発支援助成金(5ページの9へ)
- ・人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)(5ページの10へ)
- ・働き方改革推進支援資金(中小企業資金)(6ページの13へ)

### 融資

に関する支援

- ・沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度(6ページの11へ)
- ・賃上げ貸付利率特例制度(再掲)(6ページの12へ)
- ・働き方改革推進支援資金(再掲)(中小企業資金)(6ページの13へ)
- ・沖縄ひとい親支援貸付利率特例制度(7ページの14へ)

### その他

(価格転嫁、認証制度、雇用)

に関する支援

価格転嫁

- ・下請かけこみ寺、価格転嫁指針(7ページの15へ)

認証制度

- ・沖縄県所得向上応援企業認証制度(7ページの16へ)
- ・沖縄県人材育成企業認証制度(8ページの17へ)

雇用関係助成金

- ・早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)(8ページの18へ)
- ・特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)(8ページの19へ)
- ・産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)(8ページの20へ)

## メニューの活用に迷ったら、まずはご相談ください！

総合的な賃上げに向けた相談窓口

沖縄働き方改革推進支援センター  
(9ページの21へ)

強み  
業務改善助成金等の活用について



沖縄県よろず支援拠点  
(9ページの22へ)

強み  
中小企業省力化投資補助金や  
IT導入補助金等の活用について

※お互いの施策についてご紹介できます

### ☆公益財団法人沖縄県産業振興公社(9ページの23へ)

県内企業の「稼ぐ力」を強化するため、人材育成等の取組を支援します。また、新商品の開発や新たなサービスの提供、新分野への進出などの経営革新にチャレンジする中小企業を支援します。

### ☆沖縄県中小企業支援センター(10ページの24へ)

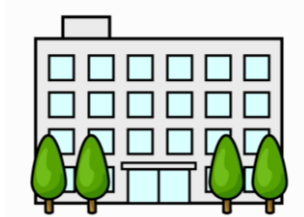
創業予定者等の経営上の課題や取組に対するワンストップサービスを提供します。

※ 各メニュー(1~20)の個別のお問い合わせについては、各メニューに記載のある〈問い合わせ〉までご連絡ください。

### 取組事例

賃金引き上げ特設ページ(10ページの25へ)

※各メニューにもメニューごとの事例にアクセスできるQRコードがあります！



## 1 業務改善助成金

令和7年度の受付は終了しました。令和8年度については、労働局ホームページにてご案内いたします。

- ① 業務改善助成金とは・・・  
事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。
- ② 対象事業者・申請の単位  
・中小企業(みなし大企業を除く。)、小規模事業者であること  
・事業場内最低賃金が、時間額1,023円未満であること  
・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
- ③ 賃上げ・申請期間  
・第1期 令和7年4月14日～令和7年6月13日 終了  
・第2期 令和7年6月14日～令和7年11月30日(地域別最低賃金改定日の前日) 終了



[制度説明]

事業場内最低賃金の  
引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)  
業務改善助成金を支給  
(最大600万円)



[活用事例]

<問い合わせ>

業務改善助成金コールセンター

☎ 0120-366-440 9:00~17:00 (平日のみ)

沖縄働き方改革推進支援センター

☎0120-420-780(平日 9:00~17:00 年末年始を除く)

業務改善助成金

検索

## 2 キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者等の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。「賃金規定等改定コース」は、有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が3%以上4%未満の場合、中小企業4万円(大企業2万6000円)

1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が4%以上5%未満の場合、中小企業5万円(大企業3万3000円)

1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が5%以上6%未満の場合、中小企業6万5000円(大企業4万3000円)

1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が6%以上の場合、中小企業7万円(大企業4万6000円)

1年度1事業場あたりの支給申請上限人数は、100人

<問い合わせ>

助成金センター ☎098-868-1606 8:30~17:15 (土日祝日を除く)



[制度説明]

## 3 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引き上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。

[中小企業] 全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除。

適用期間: 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

詳細は、下記またはHPでご確認ください。



[制度説明]

<問い合わせ>

中小企業税制サポートセンター

☎ 03-6281-9821 平日9:30~12:00、13:00~17:00

<HP> <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokuKakudai.html>

※中小企業税制サポートセンターにおいては、制度の概要等についてご案内します(個々の事例における税制の適用可否を判断するものではありません)。また、ご質問によっては確認が必要のため、回答までに1週間程度お時間を要する場合があります。

## 4 中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援します。カタログ注文型、一般型の2類型で申請可能です。

〈問い合わせ〉

- ・中小企業省力化投資補助事業 コールセンター ☎0570-099-660
  - ・中小企業省力化投資補助金専用HP <https://shoryokuKa.smrj.go.jp/>
  - ・沖縄県省力化補助金事務局 沖縄県那覇市前島3丁目25番1号 とまりん1階(101号室)
- 〈窓口予約〉 <https://reserva.be/shoryokuKa>



【制度説明】

## 5 サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金 (IT導入補助金)

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援します。

〈活用イメージ・補助率等〉 (赤字は令和6年度補正予算での拡充点)

枠/類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、 導入関連費(保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化)			クラウド利用料(最大2年分)	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料(最大2年分)(※1)
補助額	・ITツールの業務プロセスが1~3つまで: 5万円~150万円 ・4つ以上: 150万円~450万円	(a)インボイス枠対象経費: 同右 (b)消費動向等分析経費: 50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費: 200万円	ITツール: 1機能: ~50万円 2機能以上: ~350万円 PC・タブレット等: ~10万円 レジ・券売機等: ~20万円	~350万円	5万円 ~150万円
補助率	中小企業: 1/2 最低賃金近傍の事業者(※2): 2/3	(a)インボイス枠対象経費: 同右 (b)・(c): 2/3	~50万円以下: 3/4 (小規模事業者: 4/5) 50万円~350万円: 2/3 ハードウェア購入費: 1/2	大企業: 1/2 中小企業: 2/3	中小企業: 1/2 小規模事業者: 2/3

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に掲載されたサービス。

(※2) 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

※詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

〈問い合わせ〉

IT導入補助金2025事務局

☎ 0570-666-376 9:30~17:30 (土・日・祝日及び年末年始を除く)

〈IT導入補助金HP〉 <https://it-shien.smrj.go.jp/>

〈活用事例集〉 <https://it-shien.smrj.go.jp/applicant/example/>



【制度説明】

## 6 中小企業新事業進出補助金

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援し、新規事業への挑戦を促進します。

〈問い合わせ〉

沖縄総合事務局経済産業部地域経済課:098-866-1730

〈HP〉 <https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/>

〈リーフレット〉 [https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/shinjigyo\\_shinsyutsu.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/shinjigyo_shinsyutsu.pdf)



【制度説明】

## 7 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援します。

〈問い合わせ〉

沖縄総合事務局経済産業部地域経済課:098-866-1730

〈リーフレット〉 [https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6\\_mono.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_mono.pdf)



【制度説明】

## 8 働き方改革推進支援助成金

令和7年度の受付は終了しました。  
令和8年度については、労働局ホームページにてご案内いたします。

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成します。

※令和7年度 受付終了

〈問い合わせ〉

沖縄労働局 雇用環境・均等室 ☎098-868-4403



【制度説明】



【活用事例】

## 9 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

〈問い合わせ〉

沖縄労働局 助成金センター ☎098-868-1606 8:30~17:15 (土日祝日を除く)



【制度説明】

## 10 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

雇用管理改善につながる制度等(賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等)を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

〈問い合わせ〉

沖縄労働局 助成金センター ☎098-868-1606 8:30~17:15 (土日祝日を除く)



【制度説明】

## 11 沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度

### ① 金利優遇制度

人材育成・人手不足対応等に積極的に取り組む事業者に対して、金利負担を軽減する特例を設けることにより、沖縄の持続的な経済成長を支える人材の確保・育成並びに雇用環境の改善などを促進する制度です。

### ② 支援内容

貸付利率から**0.3%**を控除

〈問い合わせ〉

沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785 中小企業融資第二班 TEL098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604 ・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446 ・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701

〈HP〉

[https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/R6pannhu\\_tyuusyou.pdf](https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/R6pannhu_tyuusyou.pdf)



〔中小企業資金に関する情報〕  
融資事例もご覧になれます

## 12 賃上げ貸付利率特例制度

### ① 金利優遇制度

雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して**2.5%**以上増額する見込みのある方に対し、金利を優遇する制度です。

### ② 支援内容

貸付利率から貸付後**2年間0.5%**を控除

〈問い合わせ〉

沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785 中小企業融資第二班 TEL098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604 ・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446 ・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701

〈HP〉中小企業資金:

[https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/R6pannhu\\_tyuusyou.pdf](https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/R6pannhu_tyuusyou.pdf)

生業資金:

[https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/R6pannhu\\_seigyoutai.pdf](https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/R6pannhu_seigyoutai.pdf)



〔中小企業資金に関する情報〕  
融資事例もご覧になれます



〔生業資金に関する情報〕  
融資事例もご覧になれます

## 13 働き方改革推進支援資金(中小企業資金)

### ① 融資制度(中小企業向け)

非正規雇用の処遇改善への取組みや長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、女性従業員及び若者従業員の活用促進等を支援する制度です。

### ② 支援内容

ご融資の限度額	中小企業資金 7億2000万円
ご返済期間	設備投資 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)



〈問い合わせ〉

対象者の要件等については、下記「ご利用の窓口」までお問い合わせください。融資事例もご覧になれます  
沖縄振興開発金融公庫(上記10と同じ)

HP: [https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/R6pannhu\\_tyuusyou.pdf](https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/R6pannhu_tyuusyou.pdf)

〔中小企業に関する情報〕

## 14 沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度

### ① 金利優遇制度

ひとり親家庭の就労支援に積極的に取り組む事業者に対して、金利負担を軽減することにより、沖縄の地域課題である子供の貧困問題の解消及び雇用環境の改善を促進する制度です。

### ② 支援内容

特例の対象となる

要件に応じて、貸付利率を最大0.5%まで控除



【中小企業資金に関する情報】  
融資事例もご覧になれます



【生業資金に関する情報】  
融資事例もご覧になれます

### 〈問い合わせ〉

沖縄振興開発金融公庫（上記10と同じ）

HP: 中小企業資金:

[https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/R6pannhu\\_tyuusyou.pdf](https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/R6pannhu_tyuusyou.pdf)

生業資金:

[https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/R6pannhu\\_seigyoutai.pdf](https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/R6pannhu_seigyoutai.pdf)

## 15 下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者が抱える取引上の悩み相談を受け付けています。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

〈問い合わせ〉 お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。

☎0120-418-618 平日9:00~12:00/13:00~17:00（土日・祝日・年末年始を除く）



【下請かけこみ寺事業】  
活用事例集もご覧になれます



【パートナーシップ構築宣言】  
事例集もご覧になれます



【労務費の適切な転嫁のための  
価格交渉に関する指針（内閣官房・公正取引委員会）】

## 16 沖縄県所得向上応援企業認証制度

従業員の給与所得向上等に積極的に取り組む企業を「沖縄県所得向上応援認証企業」として認証します。

- ① 認証式やシンポジウム等を通じて認証企業をPRします。
- ② 認証企業は、制度のマークを使用することができ、求職者や取引先等に認証企業であることをPRすることができます。
- ③ 県の補助事業の採択審査や、県事業の業務委託に係る企画選定審査において、認証企業が加点される場合があります。
- ④ 認証企業に対して、奨学金返還支援制度における補助率及び補助上限額の引き上げを行います。詳細は、下記またはHPでご確認ください。

### 〈問い合わせ〉

所得向上応援企業認証制度運営事務局（おきぎん経済研究所内）

☎ 098-869-8711

〈メールアドレス〉 [oei-12@okinawa-bank.co.jp](mailto:oei-12@okinawa-bank.co.jp)

〈HP〉 <https://www.shotokuKojo.okinawa/>



【制度説明】  
認証企業が紹介されています



## 17 沖縄県人材育成企業認証制度

沖縄県では、企業の「人材育成」の取組を支援しています。  
スキルアップやキャリア形成など人材育成に優れた企業を県が認証することにより、企業に積極的な人材育成の取組を促し、「雇用の質」の向上を目指します。毎年認証企業の募集を行っています。

〈問い合わせ〉

県内企業人材育成応援事業 沖縄県人材育成企業認証制度 運営事務局  
株式会社ケイオパートナーズ TEL.098-851-7827  
〈HP〉 <https://okinawa-jinzai-ninshou.jp/>

## 18 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- ・事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者を、離職後3か月以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れた上で、雇い入れ前の賃金と比して5%以上増加させた事業主に対して助成します。
- ・中途採用の雇用管理制度を整備し、採用計画書を提出の上で、①中途採用を一定以上向上させた場合、②中途採用率を一定以上向上し、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ、当該45歳以上の者全員の雇い入れの賃金を雇い入れ前5%以上増額させた場合のいずれかを満たした場合に助成します。



【雇入れ支援】



【中途採用拡大】

## 19 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難なものを雇い入れ、人材育成計画を策定した上で、賃金を雇い入れ日から3年以内に5%以上増加させた事業主に対して助成します。



【制度説明】

## 20 産業雇用安定助成金(スキルアップ)支援コース

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際又は出向開始1年後等の賃金を出向前と比して5%以上増加させた事業主(出向元)に対し、出向中の賃金の一部を助成します。

〈問い合わせ〉

沖縄労働局 助成金センター  
☎098-868-4013 8:30~17:15(土日祝日を除く)



【制度説明】

## 21 沖縄働き方改革推進支援センター

- ・社会保険労務士等の専門家が、働き方改革に関する様々な課題、職場環境の整備・社員待遇改善など事業主の相談にワンストップ、無料で対応します。
- ・企業への訪問相談サービスも行っています。
- ・相談対応例：賃金引き上げの環境整備、人材確保、人材育成、同一労働同一賃金等々詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

<問い合わせ>

☎ 0120-420-780 平日9:00~17:00 ※年末年始を除く。

<HP> <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/okinawa/>

<メールアドレス> [okinawa@workstyle-reform.net](mailto:okinawa@workstyle-reform.net)

【厚生労働省委託事業】(委託先:全国社会保険労務士会連合会)



## 22 沖縄県よろず支援拠点

「沖縄県よろず支援拠点」は、中小企業、小規模事業者等からの経営上のあらゆる相談に応えるため、国が全国47都道府県に設置している無料の経営相談所です。詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

<問い合わせ>

☎ 098-851-8460

月~金9:00~19:00 土曜日 9:00~17:00 ※定休日:日曜・祝祭日

<メールアドレス> [contact@yorozu-okinawa.go.jp](mailto:contact@yorozu-okinawa.go.jp) <HP> <https://yorozu-okinawa.go.jp>

<活用事例集> <https://yorozu.ti-da.net/>



## 23 公益財団法人沖縄県産業振興公社

### ●企業研修・リスティング実践支援事業

県内企業の「稼ぐ力」を強化するため、産業人材の育成に取り組む企業への補助に加え、専門家による人材育成計画策定の支援等を実施します。

<問い合わせ>

公益財団法人沖縄県産業振興公社事業支援課 ☎098-859-6236

HP: <https://redeoki.com/>



【制度説明】

事例(実績)もご覧になれます

### ●中小企業等経営革新強化支援事業

新商品の開発や新たなサービスの提供、新分野への進出などの経営革新にチャレンジする中小企業の計画を承認し、支援します。計画の承認後は、政府系金融機関の低金利融資制度等の支援を活用することができます。

<問い合わせ>

沖縄県産業振興公社 (経営支援部 経営支援課 ☎098-859-6237)

沖縄県産業振興公社HP: <https://okinawa-ric.jp/service/post-10.html>



【制度説明】

事例集もご覧になれます

## 24 沖縄県中小企業支援センター

### ●中小企業総合支援事業

#### 支援の概要

中小企業者や創業予定者などの経営上の課題や取組等に対し、窓口相談や専門家派遣等のワンストップサービスを提供します。

事業一覧：窓口相談、専門家派遣、課題解決支援、離島支援  
販路開拓、情報提供

#### <問い合わせ>

沖縄県産業振興公社（沖縄県中小企業支援センター ☎098-859-6237）

HP：<https://okinawa-ric.jp/service/post-39.html>



【公社HP】  
オンライン相談も利用できます

## 25 賃金引き上げ特設ページ

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。  
詳しくは、右記QRコードからご覧ください。



# 1,023円

令和7年12月1日から



厚生労働省労働基準局広報キャラクター  
『たしかめたん』

参加費  
無料

# 改正物流効率化法に関する説明会

重要な社会インフラである物流業界において、働き方改革に関する法律がトラックドライバーに適用されることにより、輸送能力の不足による物流の停滞が懸念されています。こうした状況を踏まえ、令和6年に改正物流効率化法が成立し、本年4月より全ての荷主事業者、物流事業者に対して、物流の効率化に向けた努力義務が課されました。さらに、来年4月から取扱貨物重量が年間9万トン以上の者は特定事業者として指定され、中長期計画の作成や定期報告の提出、CLO(物流統括管理者)の選任が義務化されます。

本説明会では、特定事業者の対応事項を中心に説明を行いますので、この機会にぜひご参加ください。

## 日時

2025年

12月16日(火)

14:00~15:40

## 対象者

沖縄県内の

荷主事業者等

(公的機関等を含む)

## 形式

オンライン (Microsoft Teams)

## プログラム

- 改正物効法に基づく特定事業者の対応について  
(内閣府沖縄総合事務局経済産業部商務通商課)
- トラック適正化2法の概要及びGメンの取組について  
(内閣府沖縄総合事務局運輸部陸上交通課)

## 参加申込

申込フォームからお申し込みください

※申込締切: 12月15日(月) 17時



[申込フォーム](#)



主催 内閣府沖縄総合事務局

お問合せ先 内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課

TEL : 098-866-1731 Mail : bzl-okisyomu-service@meti.go.jp

